

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 佐藤 ケイ子

1 日時

令和8年3月18日(水)

午前10時0分開会、午後2時37分散会

(休憩 午前11時19分～午前11時20分、午前11時56分～午後1時1分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

佐藤ケイ子委員長、村上貢一副委員長、佐々木茂光委員、佐々木朋和委員、菅原亮太委員、小西和子委員、名須川晋委員、高橋但馬委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

三浦担当書記、八幡担当書記、大内併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

佐藤教育長、松村教育局長兼首席服務管理監、駒込教育次長兼学校教育室長、武蔵教育企画室長、黒澤教育企画推進監兼服務管理監、工藤教育企画室予算財務課長、山崎教育企画室学校施設課長、伊藤学校教育室学校教育企画監、佐々木学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、亀山学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、西川学校教育室高校改革課長、佐々木学校教育室産業・復興教育課長、最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、菊池学校教育室生徒指導課長、菊地教職員課総括課長兼服務管理監、佐藤教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長兼服務管理監、岩渕教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長兼服務管理監、中村保健体育課首席指導主事兼総括課長、藤井生涯学習文化財課総括課長

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 教育委員会関係審査

(議案)

- ア 議案第66号 岩手県立県南青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- イ 議案第67号 岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ウ 議案第68号 岩手県立県北青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- エ 議案第105号 岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関して議決を求めることについて

（請願陳情）

受理番号第81号 小中学校の給食費完全無償化と内容充実の推進を求める請願

（2）その他

- ア 次回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第66号岩手県立県南青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第67号岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第68号岩手県立県北青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 教育委員会関連施設の指定管理者の指定に関する議案につきまして御説明申し上げます。

教育委員会関係施設は、議案（その2）の120ページ、議案第66号岩手県立県南青少年の家、121ページ、議案第67号岩手県立陸中海岸青少年の家及び122ページ、議案第68号岩手県立県北青少年の家となります。これら3施設の指定管理者の指定に係る提案の趣旨等につきまして御説明いたします。

お手元に配付しております資料の議案第66号岩手県立県南青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての1の提案の趣旨でございますが、県立県南青少年の家は令和8年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定する指定管理者の概要でございますが、公募を行いましたところ1団体か

ら応募があり、教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団を指定しようとするものであり、指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間としようとするものであります。

次に、3の指定管理者候補者選定の経緯でございますが、教育委員会所管の社会教育施設の指定管理者候補者の選定に当たり、外部委員5名で構成する教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会を設置し、同委員会において審査を行ったところです。

次ページをごらん願います。応募団体は1団体であり、当該委員会において書類審査、プレゼンテーション及び面接審査を実施した結果、今回提案いたしました指定管理者について、現行の管理受託者として安定した施設管理の実績があり、今後も適切な対応を継続することで安定した管理運営が期待でき、あわせてサービス向上や地域貢献に向けた取り組みが評価され、指定管理者候補者として選定されたものであります。

次に、議案第67号岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての1の提案趣旨であります。県立陸中海岸青少年の家は、令和8年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定する指定管理者の概要であります。公募を行いましたところ1団体から申請があり、教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団を指定しようとするものであり、指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間としようとするものであります。

次に、3の指定管理者候補者選定の経緯であります。選定委員会の概要等につきましては、先ほど御説明したとおりですので、省略させていただきます。

次ページをごらん願います。応募団体は1団体であり、当該委員会において書類審査、プレゼンテーション及び面接審査を実施した結果、今回提案いたしました指定管理者について、現行の管理受託者として安定した施設管理の実績があり、適切な対応を継続することで今後も安定した管理運営が期待できるとともに、地域貢献や利用促進に向けた地域のシニア層の利用拡大に取り組んでいる点が評価され、指定管理者の候補者として選定されたものであります。

次に、議案第68号岩手県立県北青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての1の提案の趣旨であります。県立県北青少年の家は令和8年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定する指定管理者の概要であります。公募を行いましたところ1団体から申請があり、教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団を指定しようとするものであり、指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間としようとするものであります。

次に、3の指定管理者候補者選定の経緯であります。選定委員会の概要等につきましては

は省略させていただきます。

次ページをごらん願います。応募団体は1団体であり、当該委員会において書類審査、プレゼンテーション及び面接審査を実施した結果、今回提案いたしました指定管理者について、現行の管理受託者として安定した施設管理の実績があり、適切な対応を継続することで今後も安定した管理が期待でき、あわせて施設の特徴であるスケート場を活用した氷上スポーツの振興により地域貢献を図られていることが評価され、指定管理者候補者として選定されたものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 三つの議案とも書類審査合格者なし、再公募となっていますが、書類審査合格者なしの理由は何ですか。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 この3議案につきましては、当初12月定例会への提案を想定いたしまして、7月30日から9月8日までの間に最初の公募を行ったところですが、岩手県スポーツ振興事業団1者から応募がございましたが、指定管理料の上限額を超える申請であったことから、9月25日に開催しました選定委員会での審査の結果、合格者なしとなったところでございます。

○斉藤信委員 上限額を超える提案があった。募集要項に上限額は示されていたのでしょうか。だから、その上限額ではやっていけないということだったのです。これは再公募の際に、上限額を変えたのですか。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 先ほど御答弁いたしましたとおり、合格者なしとなりましたので、財政当局と再度協議いたしまして、指定管理料の上限額を引き上げた上で11月26日から12月26日までの間、再募集を行いまして、改めて岩手県スポーツ振興事業団1者から再度の応募がありまして、1月16日に行いました選定委員会を経まして、指定管理候補者として決定し、今回の提案となったところでございます。

○斉藤信委員 最初の上限額が低かったということですが、これは前期の3年間と比べてどのような上限額だったのですか。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 これまでの実績等を踏まえながら、賃金の上昇や、さまざまな要件を考慮いたしまして、改めて設定したところでございますが、岩手県スポーツ振興事業団の現状を伺ったところ、人件費の高騰分については賃金スライド制度が今年度から導入になっておりますし、光熱費等の高騰につきましても精算払いという形で措置されているところでございますが、清掃業務やシーツクリーニングといった再委託に係る経費が年々高騰しておりまして、その対応に苦慮しているという御意見があったところでございます。そのため、財務当局と再度協議いたしまして、再委託に係る経費等の物価高騰にも考慮いたしまして、改めて上限額を引き上げた上で募集をさせていただいたところでございます。

○斉藤信委員 今回は、三つの議案とも応募が1団体——岩手県スポーツ振興事業団だけ

だったということで、こうなったと思うのだけれども、平泉世界遺産ガイダンスセンターはそうならなかったのです。公益財団法人岩手県文化振興事業団は申請もしなかった。それで、県外の団体が指定管理者として決定されたのです。この教訓をしっかりと踏まえなかったら、悪質な業者と低価格競争になってしまいますよ。三つとも平泉世界遺産ガイダンスセンターの教訓が全然生かされていないのではないかと私は思うけれども、いかがですか。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 これまでもやってきて、いろいろ必要な経費をしっかりと措置するということがやはり指定管理制度としての前提条件だと思います。そのため、私どもも財政当局としっかりと協議をして、必要な経費が措置されるよう努力しているところでございまして、今回も何とか——再募集とはなりましたが——上限額を確保したところでございますので、引き続きそのような努力をしながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○斉藤信委員 わかりました。本当に異例なことです。三つの議案とも上限額を超えた申請が出て、そして再公募をせざるを得ない。これは情けない話なのです。あなた方の上限額があまりにも現実からかけ離れているということなのだから、そこはしっかりと検証して。今は本当に異常な物価高ですから、あらゆるものが上がっている中で、よくそこら辺を積算する。もう一つは、人件費も上がっているのです。物価と人件費、共に値上げになっているわけですから、そういう状況に合った、そして県の施策でワーキングプアをつくってはならないと、そこはやはり肝に銘じてやるべきだと思います。

二つ目の問題として、職員配置計画なのです。県立県南の青少年の家で見ますと、正職員は1人で、あとは正職員以外なのですけれども、正職員以外が3名です。事務員が1人、警備員が2人。僅か4人で運営する。警備員は、宿直を兼ねているのですか。いずれにしても、本当に最小限の人員でやっている。さまざまな、例えば研修の事業などがあると思うのだけれども、そういう人材派遣はどのようになっているのか。そのような費用は、きちんと見られているのですか。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 今回の指定管理につきましては、施設の管理をしていただくということで4名の職員を配置し、使用料の徴収ですとか施設の維持管理等の業務を行っていただいているところでございます。

一方で、委員からお話がありました教育研修としての事業につきましては、県からの教員派遣をあわせて研修業務を委託することにより、児童生徒等の宿泊研修や体験活動等の指導を行っているところでございまして、そちらの職員につきましては、教員派遣の3名を含めると9名、職員を派遣しております。県立県南青少年の家につきましては、指定管理の4名と教育研修の9名を合わせた13名で運営しているところでございます。

○斉藤信委員 そうすると、プラス9名は、指定管理とは別に県から直接配置しているのか。指定管理の枠内ではないのでしょうか。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 指定管理の枠は4名であり、県からの研修委託業務という形で岩手県スポーツ振興事業団に委託しまして、その中で県職員3名の派遣を含めた

9名の職員の人件費を措置した形で対応しているところでございます。

○**斉藤信委員** そうすると、委託業務ということは、県立県南青少年の家であれば委託費の中にそれが入っているということですね。9人分。その費用は、収支計画の中でどの費目にあるのですか。

○**藤井生涯学習文化財課総括課長** 今回の申請の資料につきましては、あくまでも指定管理に係る資料になりますので、その他研修委託業務の収支につきましては、全体の施設の収支計画の中に入ってくると思われますが、この資料では見えないということでございます。あくまでこの申請書につきましては、指定管理に係る収支計画ということになりますので、その他の委託業務に係る人件費はこの資料には入っていないところでございます。

○**斉藤信委員** そうすると、別の委託事業がある。それは、岩手県スポーツ振興事業団と別の委託契約をして、そしてそこから9人の教員には給料が支払われるということですか。

そうすると、この計画をざっとしか私は見ていないのだけれども、教育研修事業と書いていますよね。この計画書は施設の管理だけではないのですよね。しかし、それを担当するのは別の委託事業で、その費用は入っていない。おかしいのではないですか。事業の中身には教育研修事業もある。それは指定管理ではなくて、岩手県スポーツ振興事業団に委託しているということですか。

○**藤井生涯学習文化財課総括課長** 青少年の家の目的でございますけれども、集団宿泊訓練等を通じて健全な青少年の育成を図ることが目的でございます。よって、まず今回の指定管理につきましては、施設の管理等を中心に委託しているところでございます。一方で、そのような施設の目的を果たすために、県からの研修委託業務という形で職員9名を配置することにより、さまざまな研修等を行っているところでございます。

なお、指定管理につきましても、教育的関連がございますので、そのような研修事業を行う際には研修業務を委託している部分以外のところで、例えば外部の講師等を派遣してもらったりといった形で、施設の利用促進を図るような取り組みも行っているところでございます。

○**斉藤信委員** 委託費で9人の教員の配置。その9人の教員の待遇は、正規の教員、あるいは臨時の教員、どうなっているのですか。

○**藤井生涯学習文化財課総括課長** 9名のうち、教員は3名でございます。正規、非正規の別でいきますと、県立県南青少年の家に限って答弁させていただきますけれども、正規が6名、非正規が3名の9名という形になっております。

○**斉藤信委員** 教員は3名で、正規は6名だということです。そうすると、あとの正規の3名はどのような人ですか。そして、非正規の3名はどのような人なのか。

○**藤井生涯学習文化財課総括課長** 正規が6名のうち教員が3名で、それ以外の正規の職員につきましては、所長と次長、あと指導員の3名が正規職員となっております。また、非正規の職員につきましては、指導員と事務補助の職員、あとは運転技師の3名となっており、トータルで9名の配置となっております。

○**斉藤信委員** 教員は3名でしょう。あと3名の正規職員は次長と所長と指導員。これは教員ではないのですか。

○**藤井生涯学習文化財課総括課長** 教員派遣として県から派遣しているのは、先ほど言いました指導員3名でございまして、所長、次長、指導員につきましては事業団の職員となりますが、所長につきましては教員のOBであった職員等が配置されているところでございます。

○**斉藤信委員** 何かすごくわかりにくいです。県が教員を派遣するなら、直接派遣して、あと例えば次長や事務などは、岩手県スポーツ振興事業団の職員なのでしょう。おかしいではないですか。岩手県スポーツ振興事業団へ委託して、委託先は岩手県スポーツ振興事業団で、岩手県スポーツ振興事業団の3名は——これは非正規の3名も岩手県スポーツ振興事業団の雇用なのですか。

○**藤井生涯学習文化財課総括課長** 先ほど御説明しました非正規の職員——指導員、事務補助、運転技師の3名につきましても、研修委託業務の予算を使いまして事業団で配置していただいている職員となります。

○**斉藤信委員** 私は前にも指定管理と委託事業が少し不明朗だと言いました。県が直接やるのであれば、県が直接先生を配置して——正規の教員が岩手県スポーツ振興事業団から給料をもらうなんて、おかしい話だと思うのです。だから、そういう意味では、何かもう少し県が直接責任を持つ。特に教育研修事業というのは、私は県教育委員会が直接責任を持つていいと思うのです。だから、もう少しそこらの区別をしっかりとやっていいのではないのでしょうか。

そして、この指定管理には教育研修事業も入っている。そういう事業計画が出ているのです。しかし、その委託は別だと言うのです。おかしいのです。これだけ見たら、全然わからない。もう少し、県が直接責任を持つものがあれば、直接——県立図書館などはそうではないですか。県立図書館などは、県が直接配置しているところと指定管理の部分がありますよね。私は、そのような形で何か委託して、正規の教員が岩手県スポーツ振興事業団から給料をもらうというような複雑なことはやめたほうがいいと思います。

そして、教育研修事業もどう区別するかということがあるのではないですか。これは前も議論したことがあるのです、3年前ですか。これだけ見たら、実態がわからない。そうではなくて、やはり青少年の家でどう教育研修事業が行われて、施設が管理されているか、全体がわかるような計画、そして責任も明確になるようなやり方が必要なのではないでしょうか。教育長は、前の議論も記憶にあるとは思いますが、もう少しそこをわかるように区別するところは区別する、県教育委員会の責任が明確になるようなやり方が必要なのではないでしょうか。

○**佐藤教育長** 三つの青少年の家の指定管理のあり方についての委員からの御指摘でございます。以前もそのような、今お話がありましたとおりの御指摘があったということでございますが、この間、この団体は青少年の家について、安定した経営管理をしていただいて、

サービス向上に取り組んでいただいている。ただ、この施設の特性といいますか、先ほど生涯学習文化財課総括課長から話がありましており、青少年の家は、集団宿泊訓練等を通じて健全な青少年の育成を図るということがあって、基本的に今御提案申し上げている管理部門は指定管理と、そのほかに教育部門と——この資料にも10ページですか、教育部門というものがございまして、その二つに整理されている。教育部門というものにつきましては、学校との研修計画を精査して指導するという事で、まさに教育の一環として一定の水準を確保する必要がある。従前から県が直接責任を持って対応する必要があるということで、指定管理とは別に、指定管理受託者である岩手県スポーツ振興事業団に別の形で業務委託をしているということです。そして、先ほど生涯学習文化財課総括課長から説明がありましており、9名分の委託料を措置しまして、一部は教員を直接県が派遣して、うち3名はという少しわかりにくいということで、御指摘いただいているのはそのとおりでございますが、いずれ工夫しながら、指定管理を使って業務委託を別、言ってみれば2階建てになっているのですが、そういうことで地元の法人をうまく活用しながら青少年の家を円滑に、我々が所管している施設が県民の教育機関として十分な機能を発揮できるような取り組みをしてきておりますので、御理解いただければと思います。

○斉藤信委員 例えば県立県南青少年の家も県立県北青少年の家もそうなのだけれども、管理運営方針、基本理念、要は青少年の家はどうあるべきかという全体像が書いているのです。施設管理などは書いていないのです。しかし、指定管理の中には、教育研修費は入っていませんと言う。これはおかしいのです。だから教育研修事業は、県が例えば県立図書館のように派遣するなどという形でやれば、責任が明確になる。何か指定管理やって委託やって、そこから教員の分も給料が払われるというようなことでは、事業計画と収支計画は一致しない。そのようなことが選定委員会で議論にならないのですか。教育研修の委託は、青少年の家の運営を考えたら、一体ではないですか。違いますか。そのような議論にならないのですか。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 青少年の家の運営方法につきましては、先ほど教育長から答弁させていただきましたとおり、やはり教育的な機能を専門的に維持するという施設でございますので、そのようなことから、施設を管理する指定管理と研修業務を行う委託という形で措置させていただいてきたところでございます。

一方で、委員からの御指摘は、前からもございましたし、選定委員会からもやはり指定管理のあり方としてどうかといった御意見があったこともございましたので、指定管理として一括で研修業務を含めて委託できないかという検討はしたところでございます。先日提案させていただきました岩手県立野外活動センターがまさに施設管理と研修業務とを一括でNPO法人国際自然大学校に委託させていただいたところでございますけれども、そのようなやり方を岩手県スポーツ振興事業団ともできないかということは検討させていただきましたが、残念ながら岩手県スポーツ振興事業団では一括して指定管理となった場合は指導員の確保が難しいため、対応できないというような御意見をいただいたところで、今回

も 20 年来続きましたこのやり方を継続させていただくということで提案させていただいたところでございます。

○**斉藤信委員** 私が言っているのは、県教育委員会が責任を持つところは直接派遣すればいいのだということです。大体全体がわからないような事業計画を出して、聞けば、それは別の委託ですなんていう話だったら、あまり意味がない。それは、指摘だけにとどめておきます。

それで、最後ですけれども、県立県北青少年の家が、やはり事業費が 1 桁違うのです。これはスケートリンクがあり、その管理などが大きいということになるのだと思うし、職員配置計画でもさまざまなスケートリンクの整備や管理など、それだけたくさんの要員が必要な配置になっております。施設の特色上、それは当然だと思いますけれども、県立県北青少年の家は、どのような役割を果たしているのでしょうか。

○**藤井生涯学習文化財課総括課長** 先ほど御答弁させていただいたとおり、青少年の家は、3 施設とも集団宿泊訓練等を通じて健全な育成を図るということで、さまざまな体験活動等を通じて子供たちの豊かな心ですとか健やかな体の育成に寄与してきたところでございます。

県立県北青少年の家につきましては、委員からも御案内があったとおり、スケートリンクがございますので、スケート場を活用した冬季期間の、特にスケート体験ですとかカーリング体験といったような氷上での体験等を通じて子供たちの健全育成に寄与する事業等を行ってきているところでございます。

○**斉藤信委員** いずれにしても、3 施設とも年数がたって老朽化もしていますから、どのようにこれを改修して維持するのかということも、よく検討してやっていただきたい。課題がありますけれども、議案には賛成します。終わります。

○**佐藤ケイ子委員長** そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 105 号岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山崎学校施設課長 議案第 105 号岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 6）の 5 ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付しております資料をごらん願います。資料の 1 ページ、2、内容をごらん願います。（1）、工事名は、岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎新築（建築）工事。（2）、工事場所は、宮古市磯鶏 3 丁目地内、宮古商工高等学校商業校舎敷地内。（3）、設計金額は 83 億 60 万円、契約金額は 83 億 60 万円であり、請負率は 100%でございます。（4）、請負者は、戸田建設株式会社・株式会社平野組・陸中建設株式会社特定共同企業体であります。（5）、工事概要は、校舎新築に係る建築工事一式であり、鉄筋コンクリート造 4 階建て、延べ床面積 1 万 6,847.7 平方メートルです。工期は 800 日間で、令和 10 年の夏に供用開始を予定しています。

3、入札経過等につきましては、次ページ以降に入札結果説明書及び入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

4、その他関連工事等ですが、校舎新築工事に係る電気設備、衛生設備及び空調設備の 3 件については今後入札を行い、6 月定例会に契約議案を提案する予定としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 入札状況を見ますと、1 者しか応募しなかったということで、落札率 100%とありますが、これはどのようなことなのでしょう。今仕事が足りないと言っているときに、この設計金額が 83 億円ですから、額的にはいい仕事なのだと思うけれども、何で応募が 1 者で落札率 100%になったのか、わかりますか。

○山崎学校施設課長 予定価格は公表しておりますので、その額で 1 者が入札し落札したということなのですけれども、我々としても複数者の入札があればという期待はあったところですが、結果的には 1 者が予定価格と同額で落札したという事実以外のところについては、我々も把握できないところでございます。

○斉藤信委員 恐らく事前公表の価格自体がかなりぎりぎりの価格で、出血覚悟で——100%の落札率なのだけれども、今の状況だと出血覚悟の入札結果なのかというように推察される感じです。

それで、これは建物としては 2 棟ですか。そして、それを廊下で連結するような建物でしたか。

○山崎学校施設課長 イメージ図のところにありますけれども、一体的な校舎となっておりまして、岩手県立宮古商工高等学校の生徒、それから岩手県立宮古水産高等学校の生徒の共有部分もあって、そこで交流したりすることができるような一体的な設計でございます。

○斉藤信委員 そうすると、一体的——私の最初のイメージは、県立宮古商工高校と県立宮

古水産高校の2棟があって、それをつなぐような形で、共用施設はどちらかにあるのだろうけれども、そういうイメージだったのです。そうではなく、棟としては1棟の中に、何階までは県立宮古商工高校で何階までは県立宮古水産高校という形の——建物上のすみ分けはどのようなのですか。

○山崎学校施設課長 建物としては、一体のものが1棟でございますけれども、その中で県立宮古商工高校の生徒のエリア、それから県立宮古水産高校の生徒のエリア、それからその間で両校の生徒が共に活用できるエリアということで、校舎の活用が分けられる形になります。

○斉藤信委員 もっとわかりやすく言ってほしいのだけれども、何階建てで——恐らく一体型であれば1階、2階は県立宮古商工高校とか県立宮古水産高校とかという形になるのだと思うけれども、それが一つ。

あともう一つは、県立宮古商工高校の場合は産業振興棟が必要ですよね。この建物の中には入っていないのでしょうか。

○山崎学校施設課長 産業振興棟については、この一体の校舎の中に含まれております。

それから、建物については4階建てでございまして、階というよりは建物の部分といいますか、片側が県立宮古商工高校、片側が県立宮古水産高校というような形で建物を分けているというような形になります。

○斉藤信委員 産業振興棟も建物としては整備されている。そうすると、問題は中です。機械設備。これは、また全く別な予算ということになるのですね。

○山崎学校施設課長 今回の契約については、建築工事ということでございまして、今後、電気、衛生、空調の工事については、別途、入札した上で、6月定例会に契約議案を提案することで進めていきたいと考えております。

○斉藤信委員 私が聞いたのは、産業振興棟の実験施設、機械設備の話です。電気、機械設備工事、その他は前に答弁しているから、そのとおりだと思うけれども、これは例えば、県立宮古商工高校の古いものをどれだけ使うのかということもあるだろうし、新しいものをどれだけあそこに整備するか、その方向性はどのようなのですか。

○山崎学校施設課長 失礼しました。産業振興棟で使う設備につきましては、現在県立宮古商工高校で使用しているもので、引き続き活用できるものについては活用いたしますし、また新たに整備が必要なものについては別途整備していくことになります。

○斉藤信委員 もう少しリアルに、産業振興棟の整備にどのぐらいの事業費がかかるのか、半分ぐらいの設備は使えるとか、建物を建ててやるのだから、産業振興棟は金がかかるのです。そういう見通しを具体的に示せますか。

○山崎学校施設課長 今回新たに整備が必要だと思われるのは、概算ですけれども、二、三億円程度が必要になるのではないかと考えております。先ほど答弁したとおり、引き続き活用できるものは活用した上で、そのぐらい必要な予算が出てくると想定しております。

○佐藤ケイ子委員長 そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 81 号小中学校の給食費完全無償化と内容充実の推進を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○中村保健体育課総括課長 小中学校の給食費完全無償化と内容充実の推進を求める請願につきまして、配付資料に沿って主なポイントを御説明いたします。

初めに、1 の学校給食費についてですが、制度上の位置づけとして、学校給食法においては、学校給食の実施に必要な施設、設備費や運営経費は設置者の負担とされている一方、食材費に相当する学校給食費については保護者の負担と規定されております。

次に、2 の国への提言・要望等についてでございますが、県といたしましては、これまでも国に対し、学校給食費の無償化については自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、国全体として学校給食費の負担のあり方を抜本的に整理した上で、学校給食費の無償化を実現することの要望を行ってきております。また、全国知事会におきましても、物価高騰への対応としての一時的な措置ではなく、国の責任で財源を含め、具体的な施策を早期に示すことの提案がなされております。

次に、2 ページをごらんください。3 の国の学校給食費の抜本的な負担軽減についてでございますが、令和 8 年度から実施される国の新たな支援制度は、学校給食費の負担軽減を目的とした自治体への支援であり、支援対象者は給食を実施する公立の小学校等とすること、給食の質の向上については地産地消の推進など、各自治体の取り組みを尊重し、関係事業の活用を促すとされております。支援の基準額等については、完全給食の場合、児童 1 人当たり一月当たり 5,200 円を基準額とすること。基準額については、今回の取り組み状況や物価高騰等を踏まえ、適切な額を設定すること。基準額を超える部分については、引き続き保護者から徴収することが可能であること。また、各市町村の工夫でさらなる負担軽減を行うことも可能であること。負担割合については、子育て支援や広域的な支援の観点から、都道府

県が2分の1を負担する仕組みを導入することなどが示されております。なお、中学校給食につきましては、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で、検討するとされております。

次に、資料3ページをごらんください。県の補助事業についてでございます。令和8年度当初予算案において、市町村立学校給食費支援事業費補助を計上しており、小学校段階の学校給食費の負担軽減に取り組む市町村を対象とし、支援額は在籍児童数に基準額を乗じて算出する仕組みとなっております。

続きまして、5の本県公立小中学校の状況でございます。(1)の学校給食実施状況は、令和7年度ですが、完全給食367校、補食給食は21校、ミルク給食は11校となっております。

次に、(2)の令和8年度の学校給食費の状況について、県教育委員会で調査した令和8年3月12日現在の予定でございますが、小学校につきましては国の基準額を超える分について自治体負担とするのが(ア)の24自治体、現在検討中が(イ)の3自治体となっており、基準額を超えるのは(ア)と(イ)合わせて27自治体となっております。基準額を超えないのは2自治体、学校給食費が未定なのが4自治体となっております。

4ページをごらんください。中学校の学校給食費の状況でございます。全額自治体負担が13自治体、一部自治体負担が14自治体となっており、給食費や負担方法が未定なのが7自治体となっている状況でございます。

次に、(3)の給食費の年度比較についてでございますが、令和7年度と令和8年度を比較すると、月額平均で小学校が748円、中学校が863円の増となっており、物価高騰の影響により15%を超える上昇となる状況でございます。また、令和8年度の最小の自治体と最大の自治体を比較すると約1.4倍程度の開きがある状況でございます。

次に、(4)の学校給食回数の状況でございますが、令和6年度と令和7年度を比較すると、大きな増減は見られません。令和8年度につきましては、調査時点で未定の市町村が多いことから、今後調査予定としており、引き続き状況を把握していく必要があると考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤ケイ子委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○菅原亮太委員 私は、この請願に対して反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、制度設計のあり方という観点から反対の立場で意見いたします。学校給食費の無償化につきましては、現に今回、小学校段階の食材費支援が国の予算として措置されていることから明らかなように、給食費のあり方は国の制度として議論されるべきものであって、県が独自に全面的な無償化を担うということには制度上の整理が必要であると思います。

次に、市町村の実態との関係であります。各市町村では地場産品の活用や食育の充実など、地域の特色を生かした給食の提供に取り組んでおり、その結果として国の基準や支援額を上回る経費、いわゆる足が出ている状況も見受けられます。こうした部分まで一律に県が

財政支援するということは、地域ごとの主体的な取り組みや裁量との関係で整理が難しく、結果として公平性の確保にも課題を残します。本来、無償化の枠組みの中で生じる追加的な経費については、それぞれの市町村が地域の実情や政策判断に基づいて負担することが原則であると考えます。県が一律に肩代わりすることは、財政面のみならず、地方自治の観点からも慎重であるべきであります。

以上の理由から、本請願の趣旨に対しまして、現時点において県が一律に対応すべき内容とは言えず、反対の立場で意見を申し上げます。以上です。

○**斉藤信委員** では、請願の趣旨も踏まえてお聞きしたいのですけれども、国の基準額は5,200円なののですけれども、根拠はどうなっているのか。今回国も完全無償化と言っているのです。保護者負担軽減が正確な話だと思います。国の負担軽減の財源はどうなっているか示してください。

○**中村保健体育課総括課長** まず、国の基準額についてでございますが、基準額は文部科学省の令和5年学校給食費実態調査の全国平均額に近年の物価動向を加味して設定されたものでございます。例えば完全給食の場合、令和5年の調査では全国平均が4,688円であり、近年の物価動向を加味して5,200円と設定されたものでございます。

続きまして、財源についてでございますが、国において給食費負担軽減交付金を創設し、都道府県に対対象経費の2分の1が交付され、残りの2分の1——都道府県負担分については令和8年度は地方財政措置がされるものでございます。

○**斉藤信委員** 先ほどの説明でもあったように、県内の小学校の令和8年度の給食費は27市町村で5,200円を超える。全国的にもそうではないかと思うのです。33市町村のうち27市町村ですよ。圧倒的に5,200円を超えるという状況です。だから、国の試算があまりにもずさんなのではないか、実態に合っていないのではないかというように思いますが、いかがですか。

○**中村保健体育課総括課長** 財源についてでございますが、文部科学省等からの通知において、国の歳出改革、あとは租税特別措置の見直し等によって捻出するとされております。地方分についても、租税特別措置の見直し等について増収分を充てる、令和9年度予算編成、あとは税制改正に向けて責任を持って財源確保を図るとされているところでございます。

県教育委員会といたしましては、国の動向を注視するとともに、必要に応じ、国に対し安定的かつ恒久的な財源措置を講じるよう求めていくというものでございます。

○**斉藤信委員** 私が聞いたのは、5,200円が実態に合っていないのではないかとということです。

○**中村保健体育課総括課長** 失礼しました。完全給食の基準額5,200円についてでございます。先ほど答弁申し上げたとおり、文部科学省の令和5年度の実態調査の平均額に、物価動向を加味して設定されたものでございます。基準額については、文部科学省等からの通知、学校給食費の抜本的な負担軽減への対応を含む3党合意に基づく、いわゆる教育無償化に向けた対応についての決定等において、今回の取り組みの実施状況や物価動向等を踏まえ、

適切な額を設定するとされております。

○**斉藤信委員** 積算根拠は、最初に説明されたとおりです。令和5年度の実際調査を踏まえて、物価高騰分を加味したということでしょう。しかし、結果的には、岩手県でさえ圧倒的にみんな超過している。だから、実態に全然合っていないのではないか。これは、毎年なのですから。先ほど説明した資料でも、この1年間でとんでもなく上がっているのです。令和7年度と令和8年度で、小学校は748円、15.1%上がっているのです。物価上昇どころではなく。だから、そういう実態を文部科学省に伝えて、基準額それ自体が低いということの改善を私は国に求めるべきだということを指摘しておきたいと思います。

それと、もう一つ、県の調査では、基準額を超過する27市町村のうち24市町村は自治体が超過分を負担し、保護者に負担させない。あとの3市町も、これは検討中ですから、恐らく負担させるということにはならないのではないかと思うのだけれども、未定のところもまだあります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使えるという話にもなっているので、私は今の流れからいくと市町村が保護者負担なしで、軽減策は実質無償化できるといように思います。大体そういう感じですね。

○**中村保健体育課総括課長** 委員御指摘のとおり、超過するのは27自治体で、24自治体が基準額を超える部分を自治体負担としておりますし、残り3自治体についても検討中となっております。

いずれ県教育委員会といたしましては、市町村の検討状況を参考としていただけるよう共有したところでございますので、市町村での動きを今後注視していきたいと思います。

○**斉藤信委員** あともう一つ、県内の実態からいくと、補食給食が2市町14校あります。これは八幡平市と葛巻町ですけれども、八幡平市は市長が完全給食を目指すと、去年そのように表明されたのだけれども、来年度は実施にならないのですか。また、葛巻町の今後の動向を示していただけますか。

○**中村保健体育課総括課長** 委員御指摘のとおり、補食給食になっておりますのは、八幡平市と葛巻町でございます。今後の対応につきましては、八幡平市は完全給食の実施について検討を行うと聞いております。葛巻町については、現時点では検討の予定はないと聞いております。

○**斉藤信委員** これは弁当持参ということになるのだと思うけれども、国がせっかく負担軽減策を取るのだから、私は一刻も早く完全給食に移行すべきではないかと思います。

中学校は、今回の負担軽減の対象になっていませんけれども、盛岡市はミルク給食があるのです。これは、ランチボックスも、結局区分けはミルク給食ということになるのですね。

○**中村保健体育課総括課長** 御指摘のとおり、盛岡市が一部ミルク給食となっております。選択制で弁当かデリバリーランチボックスという状況でございます。

○**斉藤信委員** 盛岡市の中学校給食は、本当に矛盾が多くて、10校がランチボックスなのです。ランチボックスと言いながら、実際にランチボックスをやっているのは2割程度です。だから、実質本当に給食がないという実態になっているのです。新しい学校給食センターが

できるまで、この状態でいいのか。旧市内で 20 校、中学校があつて、完全給食を実施しているのは半分だけなのです。あとの半分は、地域によって給食がありませんという状態を何年も放置すべきではないのではないのかというように思いますけれども、盛岡市の見通しを把握していますか。学校給食センターがつくられて、いつ頃までにこれは解消するのか、それまでに何の手だても取らないのか。

○中村保健体育課総括課長 中学校がミルク給食の盛岡市につきましては、令和 7 年 3 月 31 日に策定された第三次学校給食施設設備実施計画において、学校給食施設の整備方針が示されております。新たに学校給食センターを整備し、全ての市立小中学校に盛岡センター及び新センターから給食を提供する体制を整備することとしており、令和 12 年度の供用開始を目指していると承知しております。

○斉藤信委員 計画どおりいって、あと 4 年ですか。令和 12 年度からいけば 4 年です。この教育格差は、本来放置できない問題なのではないのか。これは盛岡市の話ですから、指摘だけにとどめておきますけれども、地域によって、住むところによって、給食があるところとないところ、これは半々なのです。一部ではないのです。それが何年も放置されるということ自身、きわめて深刻な問題だ。

それで、これは高田一郎議員も一般質問で聞きましたけれども、不登校等の非喫食者への支援について、文部科学省は支援できると答えています。これは学校設置者の判断となっておりますが、県内の動向はどうなっているのでしょうか。

○中村保健体育課総括課長 まず、本取り組みについてでございますが、市町村に対する支援として実施するものであつて、児童個人に対する給付を行うものではないことを説明した上で、市町村への支援額については、不登校やアレルギー疾患などで学校給食を食べていない非喫食者を含めた在籍児童数で算定することとなっております。

委員御指摘のとおり、非喫食者への対応については、学校設置者の判断に委ねるとされております。非喫食者に対する金銭給付等の支援については、本事業の補助対象となる予定と国から示されているところでございます。令和 8 年度、県内市町村における非喫食者への対応については、食材費相当額等を給付予定であるのが 5 自治体、検討中が 12 自治体、現時点で予定していないのが 16 自治体となっております。

○斉藤信委員 国からの学校給食の負担軽減額は、在籍者数で来るのです。しかし、いろいろな理由があつて給食を食べないと、自治体はその分を取ってしまうということになるのです。だから、国がわざわざそういう給付ができると言っているのだから、基本的には給付する。例えば不登校の子供たちがフリースクールに行けば、そこで昼食代がかかっているのです。どこに行ってもかかっているのです。だから、そういう意味でも、今の段階で給付するというのは 5 自治体、検討が 12 自治体。やらないというのが 16 自治体あるということは、せっかく国がそこまで言っているのに、その分は自治体がもらいますというやり方では、これは県民の理解を得られないと思うけれども、いかがですか。

○中村保健体育課総括課長 県教育委員会としては、各市町村における検討の参考として

いただけるように、この資料については各市町村に取り組み予定を共有したところでございます。また、今後、国から本事業での支援対象範囲の考え方など自治体の対応例等が示されると言われておりますので、速やかに各市町村に情報提供していきたいと思っております。

○斉藤信委員 ばらばらにならないように、できることはやる。保護者の負担軽減がこの趣旨ですから、ぜひそのようにやっていただきたい。

それと、生活保護世帯や就学援助の場合は、そちらが優先されるのです。今就学援助は、まず学校給食費を払うのです。それから償還される。これはおかしいと思うのです。学校給食費が基本的には無償化になってきているのですから、就学援助の家庭は一時払いしてから償還されるというのではなく、現物給付にすべきではないか。生活保護世帯も含めて、今の新しい負担軽減の制度ができた段階では。いかがですか。

○中村保健体育課総括課長 今般の給食費の負担軽減の事業における生活保護と準要保護の取り扱いについてですが、生活保護については委員御指摘のとおり、生活保護による支援を優先すること、そして準要保護については今般の負担軽減事業を優先すると示されております。

各市町村におけるこれまでの準要保護世帯への学校給食費の給付については、31自治体において保護者の一時的な経費負担がないよう現物給付の取り組みを進めているところがあります。残り2自治体においても、学校と連携のもと、保護者の実情等を踏まえて、必要に応じ現物給付を含む対応を行っているというように聞いております。

○斉藤信委員 実は、請願者がアンケートをやって、かなりたくさんの御意見が出て、私はその中で就学支援を使わせていただいているので、実質は無償ですが、一度支払わないといけないのが毎月負担ですと、何より引き落とし手数料が発生しますという意見がありました。今本当に31自治体は現物給付になっているのですか。なっていない2自治体はどこですか。

○中村保健体育課総括課長 現物給付の未実施の市町村については、滝沢市、野田村でございます。

○斉藤信委員 31自治体が現物給付ということであれば、滝沢市、野田村も現物給付にしないと、就学援助を受けている人がわざわざ支払わなくてはならないということになりますから、そういう矛盾がないようにやっていただきたい。

あともう一つ、公立の小学校に限られているのです。何で国立——岩手県では岩手大学教育学部附属小学校ですよ。これは対象にならないのですか。理由はあるのですか。

○中村保健体育課総括課長 今般の取り組みは、委員御指摘のとおり、公立小学校とされたところであり、国立及び私立の小学校は含まれておらず、その理由については国から示されておられません。

○斉藤信委員 恐らく岩手大学教育学部附属小学校だけで570人ぐらいいるのではないのでしょうか。同じ盛岡市に住んで、岩手大学教育学部附属小学校に行けば学校給食費は軽減されない。このような分断というか、格差を国はつくるべきでないと思います。そこは

きちんと自治体が無償化の対象——取るという自治体も出ていますけれども——これは理由を示されていないと済ませないで、何でなのですか、おかしいのではないですかと、国立と公立を分断するようなやり方は本当に許されないことです。そこをきっちり対応した上で県なり市なりが——市は盛岡市なのだけでも——やはりここも対象にするというような措置が私は必要なのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○中村保健体育課総括課長 本県においては、私立の小学校はございませんが、国立——岩手大学教育学部附属中学校については、まずは設置者である国立大学法人において検討されるべきものでありますが、学校給食の取り組みについては本来国全体として取り組むべきというように考えておりますので、国立学校、市町村の意向等も踏まえて必要に応じて、まずは調査してまいりたいと思います。

○斉藤信委員 このように分断する、格差をつくるようなやり方は、絶対あってはならない。保護者の負担軽減ですから、国立に——岩手大学教育学部附属小学校に入ろうが、地元の小学校に入ろうが、保護者に責任はないのだから。もちろん子供にも責任はないのだから、そこはしっかりやっていただきたい。

請願項目の中に、中学校の給食の無償化もありますけれども、中学校の給食の無償化をする場合は、どのぐらいの経費がかかりますか。

○中村保健体育課総括課長 本県独自で中学校を対象に実施する場合、令和7年度の数値で試算いたしますと、中学校分の年間所要額は、約17億5,000万円となる見込みでございます。

○斉藤信委員 かなり多額だということがわかりますので、基本的に国の責任で、できるだけ早く中学校の給食の無償化を実現するというのが筋なのだろうと思います。これは県と市町村が折半しても8億5,000万円以上かかるわけだから、そういうところが筋ではないかと私は思います。

最後です。今回の負担軽減策の中には、給食の質を高めるということで、地産地消、有機農産物の活用ということも出されておりますが、これは県内の地産地消、有機食材などの活用実態をどのように把握されているのですか。

○中村保健体育課総括課長 まず、令和7年度、県内市町村における地産地消の取り組みについてでございますが、地元から調達する食材料費等に対し、財政措置を行っているのは13市町でございます。また、有機農産物活用状況についてでございますが、農林水産部による令和6年度の調査ですが、既に活用している施設は、回答のあった学校給食施設107施設のうち12施設、今後検討すると回答したのは14施設となっております。

○斉藤信委員 有機農産物を使っているというのは、回答した107施設のうち12施設ということで、一関市が有機農業を推進して、学校給食とも連携しているという新聞報道もありますけれども、少し基準額が低いので、質を高めろと言っても高められない基準額になっているのではないかと私は思うのです。先ほどの説明で実は高いところと低いところ、1.4倍の差があるということですが、この差の理由は何なのか。これは回数を減らしているのか、

かなり安い材料を使っているのか。1.4倍というと、かなりの格差なので、そこら辺の要因はわかりますか。

○中村保健体育課総括課長 給食の回数については、説明資料にも記載したとおり、令和6年度と令和7年度を比較しても増減は少ない状況でございます。給食実施日、学校給食の内容については、学校給食法では設置者は学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとされております。また、学校給食の栄養量について、児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るため、望ましい量を年齢別に定めた基準が国から示されており、それに基づいて献立が作成されていると承知しているところでございます。各市町村においては、さまざま価格の差はありますが、献立、食材の選定等、工夫して学校給食を提供しているものと認識しております。

○斉藤信委員 小学校は令和8年度だと、低いところは4,874円、高いところは6,824円と、2,000円も違うのです。だから、なぜ低いところにとどめることができるのか。回数が減っているのではないかとか、あと6,800円となると、どのような学校給食——有機農産物を使っているとか、地産地消でこうなっているとか、もう少し実態を把握して、この際、質を強化するということが今回の負担軽減の中身でもありますので、後でぜひ明らかにしてください。

最後に、この請願項目なのですけれども、1項目は基本的には市町村の範囲で、これは完全無償化という方向が可能な状況になってきているのではないかと思います。

あと2項目は、中学校給食について、今答弁あったように17億5,000万円かかるわけですから、これを単純に県でということにはならないのではないかと。国の責任で、いち早く中学校の完全給食無償化を実現することが筋ではないかと私も思います。

3番目は、質、量ともに充実した内容になるというのは、今回の負担軽減の目的の一つでもありますから、これはぜひ項目別に採択していただきたい。

○菅原亮太委員 紹介議員になっているのではないかと。

○斉藤信委員 私は賛成します。

○菅原亮太委員 今の話だと反対のような……

○斉藤信委員 いやいや。

○佐藤ケイ子委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 では、再開いたします。

ただいま項目別に採決を採るべきだという発言がございました。皆さんの御意見はどうですか。一括採決しますか、項目別にしますか。

○佐々木朋和委員 項目別で賛否が分かれる方がいれば。

○佐藤ケイ子委員長 では、項目別に採決を採りたいと思います。本請願については項目によって意見が異なるようであります。御承知のとおり、本県議会の先例では、請願中、採択

できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして、一部採択も認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合は、項目ごとに採決を行うものがありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で、請願項目の 1 を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立多数であります。よって、請願項目の 1 は採択と決定いたしました。

次に、本請願の項目 2 を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立少数であります。よって、請願項目の 2 は不採択と決定いたしました。

請願項目 3 を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立多数であります。よって、請願項目の 3 は採択と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から第 3 期県立高等学校再編計画（最終案）について発言を求められておりますので、これを許します。

○西川高校改革課長 それでは、第 3 期県立高等学校再編計画（最終案）について御説明申し上げます。

今回の修正内容は、県立高等学校の統合等の内容には変更はなく、文章を一部追加するものとなります。

それでは、資料 5 をごらんください。右上に資料 5 と記載された配付資料となります。第 3 期県立高等学校再編計画（最終案）への反映状況をごらんください。最終案の主な反映状況として、まず表の上段をごらんください。県立大東高等学校につきましては、修正案において募集停止期間を令和 11 年度に修正したことについて、地域検討会議における計画期間内の志願者状況を踏まえる形に改めるべきとの意見を受け、本文に加えて、下線のとおり、なお、令和 8 年度入試以降の入学志願者の状況や地域の実情等を注視していきますと追記することといたしました。

また、表の下段をごらんください。県立大船渡東高等学校ですけれども、修正案において調理師養成施設の学びの配置バランスを考慮して、食物文化科の調理師養成施設を除く家庭の学びを農芸科学科の中にコース等として維持した上で、令和 12 年度に食物文化科を募集停止すると修正したことについて、意見交換会で地域に学びの場を残す方向性を検討すべきとの意見がありました。これに対しまして、県教育委員会では、調理や被服等の家庭科分野の学びを維持すると回答してきたところであり、そのような経緯を踏まえまして、農芸科学科の学科名について農業と家庭の名称が融合し、それぞれの学びが可能なイメージを

持つ学科名称への変更も含めて、地域も交えて教育内容の検討を進めていきたいと考え、本文に加えて下線のとおり、なお書きで学科名の変更を検討することを追記したところでございます。

再編計画最終案の反映状況の説明は以上となりますが、これ以外の修正につきましては、資料4の最終案における修正箇所をごらんください。

最後に、本再編計画の策定につきましては、3月下旬から4月を目途としておりますことを御報告いたします。よろしくお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○佐々木朋和委員 まず、県立高校の再編計画の最終案についてお聞きしたいと思います。

予算特別委員会でもさまざまな委員から指摘がありました。今回私が聞きたいのは、学級数の増減、募集停止に関する規則及び基準があります。それに満たないものでも再編プログラムによって、さまざま統合があったり学科の減があったということがあって、私が気になるところは、斉藤信委員からも指摘がありましたけれども、県立大船渡東高校の調理師の学科について、この再編計画には記載のない、教員が不足しているからというような答弁があって、それによって再編プログラムにのったのだというところは、全く再編計画の趣旨であるとか方針というところにもものっていないところなのです。それによって、明確な方向性や基準もなく、再編プログラムにそこが繰り入れられるということはいかななものかと思います。そのような中で、再編プログラムの中の統合であったり、あるいは学級減の答申の決定については、どのような方針を持ってなされているのかお聞かせいただきたいと思います。

○西川高校改革課長 今回の第3期再編計画の内容ですけれども、まずは基準、規則の話ではなく、それぞれの個別の高校の入学志願者の状況等をこの5年間見た上で、地元の中学校の進学者の推移や、それからどういった高校に流れているのか、そのようなものを勘案しております。そのような中で、地元中学校からの進学率が低いところにつきましては、やはり今後の中学校卒業生の減少を見込めば、もっと学校が維持できないほどの規模になるだろうという予測のもとに、個別の学校を具体的な内容で検討したのが再編プログラムに位置づけた高校となります。基準、それから規則につきましては、再編計画期間中において再編プログラムに位置づけられない高校がそうなったときに適用するものということで、今回新たに設定したものが一つあるという内容となっております。

○佐々木朋和委員 そこは、答弁になっていなくて、再編プログラムはどういった方針で――要は基準とは別に再編プログラムの中でどのような大きな方針によって、例えばそこに教える側の人材を有効活用するとか、そのような方向性が明確に示されて、県立大船渡東高校の食物文化科が減になったということであれば、我々も議論できるのですが、そういうこともなく、そういうことも明示されずに再編プログラムにそのようなことが入ってくるというのは問題だと思うのです。教員の状況によって判断するというのも問題なのですが、それ以上ということなのです。ですので、再編プログラムは、どのような方針

に従って行われたのですかと聞いているのです。

○西川高校改革課長 若干繰り返しの答弁になるかと思いますが、それぞれの地域における中学校の進学者数、それから地元中学校からの進学者数、それから出生率等も踏まえた上で、どういった地域でどういった高校を残していくことが可能か。普通高校につきましては、基本的に地域に残すことは可能かもしれませんが、専門高校等につきましてはやはり一定規模——学校の基準は1学級40人と設定しておりますので、そのような形で、少なくとも20人維持できるような体制が望ましいということ考えた上で、繰り返しになりますが、個別にそれぞれの学校名を挙げてどのような状況になっているのかということ踏まえ、今回位置づけているものであります。苦しい答弁で済みません。

○佐々木朋和委員 その理論から言って、県立大船渡東高校は、その中でも一番食物文化学科の募集人数が多いのですから、そこはおかしいですね。そこは、御自分で苦しい答弁とおっしゃいましたけれども、今後のあり方としては、例えば前に、特別委員会の視察に行かせていただいたところでは、学区内の高校が一つでも1学級募集減の認定になったら、全体の組みかえを考えると、そのような方針を出してやっているところがあるのです。そのような方針もなくプログラム変更、明確な基準もなく再編プログラムの中でやるということは、それが基準の前乗りだったり、基準について近づいている学校などであれば、まだ納得のいくところもあるかもしれませんが、再編プログラムをつくる中にあっては、大きな指針はこうなのだというを出した上で、あるいは外からも明確にした上でやらないといけないのではないかと考えております。

加えて、またもう一つ言うと、学級減や学科減の募集停止の基準が出たのですから、それに向かって順次対応していけばいいので、こういった再編プログラムをやる意味があるのかという感じもするのです。というのは、今回県立大東高等学校の情報ビジネス科については、そのような方針が出されたことによって、文面はそうですけれども、今回の志願者数は、その影響が出たような結果でありました。そのようなことを考えれば、基準が出ているのですから、それに向かって、その基準を満たしたら学級減、募集停止をしていくということで、あえてこのような再編プログラム、あるいは再編計画の中で発表するという意味は、どのぐらいあるのだろうかと思うのですけれども、その辺についての所感もいただけますでしょうか。

○西川高校改革課長 まず、県立大船渡東高校食物文化科の件ですけれども、確かに今回37人という志願者ではございましたが、実は出前説明会に行ったときにPTAの方とお話したのですが、確かに調理師養成施設を廃止するのは反対するという意見がございました。ただ、その一方で、それ以外の3学科が大きく割れているということを皆さんに知ってほしい。そして、県立大船渡東高校が今の4学科で存続できるような方向にしていきたいということをお話しておりますけれども、実際に今回の志願者は食物文化科が37人に対して、ほかの3学科は34人ということで、そもそも県立大船渡東高校の学科のあり方を、もしかしたら厳しく検討していかなければならない状況にもあるという状況となっております。

それから、再編プログラムに位置づけるのではなく、基準を適用していくべきではないかということで、この件については今回新たに設定した1学科何十人以下というものがポイントなのですけれども、今後は恐らく今回の小学科の110人というところを設定した関係で、再編プログラムに今後位置づけて高校再編を進めて、計画の中で再編プログラムに位置づけてやっていくということはほとんどなくなってくるのかと思っています。今持っている基準、規則に、入学志願者等が減少してきて、合致した場合は、その基準に基づいて統廃合、それから学科改編、学級減等になりますので、今後は再編プログラムにこのような形が位置づけられることはないのではないかなというように見込んでおります。

○佐々木朋和委員　ありがとうございます。今後の方向性についてはわかりました。

一方で、今回の再編計画についての地域懇談会等で出た意見としては、このように——例えば私は一関地域ですけれども、郡部の高校から恐らく学級減していくというのはそのとおりなのですけれども、そこをいじっていくということに加え都市部というか、町なかの大きい高校は、志願者がいるのだけれども、学力等によって、そこをやはり削っていくことも戦略的には必要なのではないかなという話もありました。私は、今後生徒の希望によってだけ学級減をしていくということは、基準によってそのようになっていくという話ですけれども、一方で戦略的にそのようなことも——学力と生徒とのマッチングを考えたりしたときにも、そういうことも必要なのではないかな。予算特別委員会での高橋こうすけ議員の質疑では、この再編計画を進めても、将来的に今と同じぐらいの倍率だという話もありましたので、そのような考え方も必要なのではないかなと思いますが、その点はいかがでしょう。

○西川高校改革課長　御意見ありがとうございました。予算特別委員会の部局審査でも菅野ひろのり委員からもお話がありましており、やはりそれぞれの地域を幅広く見て、必ずしも志願倍率が1.0あるからといって、そこをそのまま残すという話ではなくて、もう少し広い視野で考えていただけないかなというような御意見を、実はさまざまな地域から、地域検討会議でも意見交換会でも、それから出前説明会でもお話を受けたところでございます。そのようなところがございましたので、今後につきましては、このようなところもしっかり視野に入れて、検討の材料に加えながら検討してまいりたいと思います。

○佐々木朋和委員　ありがとうございました。そのような話を今計画にも反映していただければ一番よかったと思うのです。少し納得いかない部分もありますけれども、後の議員に話題は譲らせていただきたいと思います。

次に、医療的ケア児の通学支援についてであります。県内の公立学校で、今までは医療的ケア児、あるいは特別な支援を要する障がい児が通っている学校というのは特別支援学校が多かったのですけれども、だんだんに身体的特徴のみの児童生徒は普通の公立学校に通い、また知的であったり、あるいは精神的な特徴がある児童生徒が特別支援学校に通うというような時代の流れの中で、そのような高校に行っている状況があるのかと考えております。学びの多様化学校についても検討していく中で、現在の地域校や定時制も含めて、役割分担を最低限すべきと思うのですけれども、現状把握の状況と所感を伺いたいと思います。

○最上特別支援教育課長 一人一人に応じた学びの場の選択についてであります。障がいのある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒など、さまざまな困難を抱える児童生徒が増加傾向にあることは認識しております。このことから、児童生徒の障がいの状態や教育的ニーズに応じた適切な学びの場を選択できる体制整備と、入学後の学びの保障が適切に行われるための支援体制の構築が必要と考えております。

県教育委員会におきましては、教育上、特別な支援を必要とする生徒の就学や進路指導のあり方について理解を深め、支援体制や連携を構築できるように中学校と特別支援学校との進路情報交換会を実施したり、県総合教育センターにおいて高等学校の校内支援体制の充実をテーマとした研究を行い、その成果物を県内の高等学校へ周知したりしております。今後も各学校において、一人一人に応じた支援体制が構築されるよう努めてまいります。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。その上で、やはり県立学校において医療的ケア児等を受け入れる際に最も重要なのは、看護師の確保だと思っております。また、教員との役割分担の明確化も必要だと思いますし、現在看護師は、やはりそのような支援の必要な生徒がいるときにしか、短期的にしかニーズがないという言い方になってしまいますが、それだとなかなか安定的な採用が困難な地域も多いと思います。報酬面であるとか勤務形態の改善も含めて、確実にこれから配置できるような仕組みをどう構築していくかということが課題だと思いますし、緊急時のバックアップ体制についても検討が必要だと思いますが、具体的に伺いたいと思います。

○最上特別支援教育課長 本県におきましては、委員御指摘のとおり、看護職員の確保が全県的な課題となっているところです。県保健福祉部や県医療的ケア児支援センターと情報を共有するとともに、公益財団法人岩手県看護協会ナースセンターに看護職員の求人について協力を要請し、任用に結びつけてきているところです。今後とも関係機関と連携を図りながら、配置を進めていきたいと思っております。

また、緊急時のバックアップ体制につきましては、同じく委員御指摘のとおり、事前に検討することが重要であると認識しております。そのため、県でつくっております医療的ケア実施指針において、一人一人の個別マニュアルや緊急時対応マニュアルを作成するよう示しており、それを踏まえて、学校では日常的に関係者が情報共有やコミュニケーションを図るよう努めているところです。また、医療的ケアアドバイザーによる各校の視察と助言援助を行ったり、研修会において医療関係者による講義や各校のヒヤリハット事例を共有したりすることを通じて、体制の推進につなげているところです。

○佐々木朋和委員 これは御提案でございますけれども、ほかの自治体でもそのような取り組みを行っているところは聞けるのですけれども、岩手県では県立病院というネットワークがあります。例えば生徒が通っている３年間だけこの学校に看護師が欲しいといっても、なかなかそれは今引く手あまたの看護師に来ていただくということは難しいのかと思っております。県立病院に籍を置きながら学校に派遣するとか、あるいはその方が来られないといったときには、代わりの方が来られる体制といったところも考えるなど、そのような意味

で県立病院と連携して、例えば県立高校に派遣をするといった取り組みも検討すべきではないかと思うのですけれども、所見を伺いたいと思います。

○最上特別支援教育課長 現在、県保健福祉部や県医療的ケア児支援センターとも連携を図っているところですので、そのような関係機関との連携の中で、医療機関の協力をどのように得ていくことができるのかなども検討の協議題として挙げながら、共に検討を進めてまいりたいと考えます。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。必要性は感じていただいているという答弁だったと捉えておりますので、ぜひ抜本的な改善をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、通学支援についてです。国の事業で、学校の設置者と半々で通学時の看護師配置にも活用できる事業がありまして、宮城県では実験的に行っているとお聞きしております。本県でもぜひ活用して取り組んでいくべきだと思いますけれども、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○最上特別支援教育課長 委員御指摘のとおり、国の補助事業において、学校における看護職員による医療的ケアの実施のほか、通学時の送迎車両に看護職員が同乗することも含め、医療的ケア看護職員の配置の支援がなされているところです。

本県におきましては、日中の学校生活における医療的ケアの実施のための看護職員の安定的な確保に課題があることから、医療的ケアを必要とする児童生徒に係る通学につきましては、保護者に送迎を依頼せざるを得ない現状となっております。県教育委員会としましては、児童生徒一人一人の医療的ケアの内容、長時間乗車による負担、送迎車両へ乗車可能な看護職員の確保、緊急時の対応などについて、関係機関等とも調整を図りながら、実施可能な支援について対応していきたいと考えているところです。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。個別的な、具体的話をさせていただきますけれども、千厩地域には小中学校の分教室があつて、そこには医療的ケア児も通っているのですが、2年後に統合されると、今度は遠く離れた分教室ではない、県立一関清明支援学校の本校に通わなければいけない。でも、やはりそれは保護者の状況によっては、なかなか通い切れない。前にもそのような事例があつて、その生徒は高校へ行くのを断念したのですけれども、地域にはレスパイト的な機能の施設がなくて、かえって生活が行き詰まりになってしまったという状況がありました。あと2年で、またそのような御家庭ができてしまうということで、私は危機感も持っておりました。ぜひとも通学支援——看護師が設置できるとなれば、福祉タクシーとか、あるいは介護事業者と連携をして、保護者が送らなくても通学ができるという体制も整えられると思いますので、ぜひとも早急に検討いただきたいと思いますけれども、もう一度答弁いただければと思います。

○最上特別支援教育課長 県立一関清明支援学校千厩分教室の中学部の生徒につきましては、県立一関清明支援学校から情報をいただいております、現状を把握しているところです。現在学校と協議を進めており、地域のそのような事業所等の情報も把握しながら、可能な範囲で通学支援の対応ができるように、今さまざま検討を進めているところです。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。実際に動いていただいているということで、心から感謝申し上げたいと思います。

一方で、今のは一つの例でありまして、そのような御家庭、生徒は、県内にも多く存在しているというように認識しています。これをモデル——今つくり上げている最中だと思えますけれども——この取り組みがうまくいきましたら、横展開をしていく、県内に広めていくという姿勢も必要だと思えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○最上特別支援教育課長 今の事例につきまして、この後さまざまな検討を進めていくことになると思うのですが、宮城県であったり青森県であったり、全国でモデル事業を展開している県もありますので、そのようなところの情報も踏まえながら、もし仮にうまく通学支援の対応ができた場合には、県内に周知できるような体制を取りたいと思っているところです。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。そのような通学支援をしていくということの一方で、今御紹介したような事例を解決していくためには、高校の分教室も積極的に設置していくという姿勢が必要ではないかと思ひております。高校が、先ほどの話の中でも校舎の空きも出てきている状況だと思ひますので、そのような意味で高校の特別支援学校の分教室の設置について、県としては大きな方向性をどのように考えていらっしゃるのか。また、県立千厩高等学校における分教室の設置の可能性について、御所見を伺いたひと思ひます。

○最上特別支援教育課長 高等部分教室の設置の考え方ですけれども、特別支援学校の中には、遠距離のため通学時間が長くなるなど、本人や保護者の通学の負担が大きい児童生徒が在籍していることは認識しているところです。県立特別支援学校整備計画において、生徒数の動向や全体的な学校配置のあり方、教育内容の充実の観点などを勘案し、総合的な視点により検討を進めることとしております。引き続き、学びの場の保障にかかわり、今後の各分教室の児童生徒数の見通しや、個々の障がひの状況、職業教育の推進、充実が図られるための情報収集や分析を進めてまいります。

また、県立千厩高校への分教室設置につきましては、具体的に県立一関清明支援学校千厩分教室の児童生徒数の動向や障がひの状況、また一関市東磐井地区にある小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の進学状況等を把握するなど、慎重に検討を進めてまいります。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。特別支援学校の整備計画を見させていただきますと、小中学校とはまた別に、高校についてはさまざまな社会へ出る一歩手前ということで、集団生活や職業学習などといったようなところを重視されていて、分教室の設置ということは小中学校ほどに積極的ではないのかという印象も受けるのですけれども、岩手県の広い県土の中で通学ができるできないというところを考えれば、分教室も、ある一定の広さの中に一つずつ必要なのではないかと私は思ひておりますので、御検討を加速していただければと思ひます。

県立千厩高校つながりで、全く別の話題で恐縮なのですが、県立千厩高校には農業系と申しますか、生活系学科と申しますか、生産技術科があります。その生徒たちがいろいろな商品開発をして、岩手うんめえ〜もん！！グランプリのコンクールで優秀賞を取ったり、あるいは金色の風を手軽に食べられるカップ御飯として商品化したりしていて、さまざまな新聞に載ることも多く、あるいは地域に対するインパクトも大きいのです。その中で、地域からは、高校生が作って、メニュー化したものを、高校生で商品化して地域で売ってもらえないかという声があるのですけれども、なかなかそれを可能にするような調理実習室と申しますか、加工室というものがないということでした。やはり今地域学習ということが盛んになっている中で、これから高校においてもそのような機能を備えていくということは重要ではないかと思うのですけれども、食品加工室あるいは調理室の整備状況について御質問させていただきたいと思います。

○佐々木産業・復興教育課長 農業系学科を設置しております県立高校6校の食品加工室の整備状況でございますが、先ほど委員から御指摘がありましたとおり、現状、県立千厩高校には食品加工室といった施設はございませんが、県立千厩高校以外の5校におきましては食品を加工する施設がございまして、こちらはいずれもHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を取り入れて実施しているものと承知しております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。ほかの5校では、HACCPの考え方を取り入れた食品加工場を持っているということですが、県立千厩高校でも地元の五ツ星お米マイスターがいるお米屋から、HACCPの考え方を取り入れた学習をしているのです。学習をしているのに、学校にはそのような施設がないということで、私はこれはいかがなものかと思っています。

別角度でお聞きしたいと思うのですが、この前の予算特別委員会の農林水産部の質疑で、県内の農業高校、農業学科の生徒が——なかなか県内の生徒で県立農業大学校に行く方が減っているという話が出ておりましたけれども、今県内の農業高校、農業学科の生徒が農家になる率、あるいは県立農業大学校に行く状況はどのようになっているのか、もしわかればお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木産業・復興教育課長 農業系学科を設置する県立高校6校の生徒の進路の内訳でございますが、こちらは令和7年——昨年3月の卒業者のデータになりますけれども、卒業者362名のうち進学者が155名、就職者が204名、その他が3名となっております。進学者155名のうち、県立農業大学校に進学した生徒の数でございますが、6校合計で24名となっております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。農業の方面で就職されたり就労されたという数は把握されておりますか。

○佐々木産業・復興教育課長 産業分野別の就職者数につきまして、今手元にデータがございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。そうであれば、食品加工業などといったような

ところに就職した数についても、今出せないだろうと思っております。これだけ——362名の卒業生がいて、その中の24人しか県立農業大学校に行っていないということも寂しいし、そのようなところもしっかり取り組んでいかなければいけないと思います。

一方で、お聞きしますと、そのような6次産業も含めた商品加工についても、今後農業系の道に進んでいただくということでも、大きな体験なのだろうと思っております。ぜひとも今県立千厩高校のことも挙げましたけれども、それに限らず農業系の高等学校においては、自ら作って、それがHACCPにしっかりと対応しているということも含めてなのですが、あとはこれも営業許可も取れてしっかり販売もできる、ほかに受注するのではなくて自分たちでも製造、販売ができるといった環境もつくっていかねばいけないのではないかと思いますけれども、最後にここの所見を聞いて終わりたいと思います。

○佐藤ケイ子委員長 簡潔に答弁をお願いします。

○佐々木産業・復興教育課長 今後は、地域の農業形態あるいは産業構造、地域のニーズ等を考慮しながら、農産物を活用した商品開発、あるいは6次産業化に対応した学びの充実について、各学校の取り組みを支援してまいりたいと思います。

○佐藤ケイ子委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木産業・復興教育課長 先ほど佐々木朋和委員から御質問のありました農業系学科の卒業生の進路、就職状況でございますけれども、令和7年3月卒業者のデータでございます。産業別就職者数ですが、食品製造等というカテゴリーがございまして、こちらの就職者数でございますが、6校を合計しまして21名となっております。就職者数の総数が204名でございますので、ざっくり申し上げますと1割程度ということになるかと思います。

○佐藤ケイ子委員長 質疑を続行いたします。

○小西和子委員 まず、1点目ですけれども、部活動の地域移行の現状について、これは文化スポーツ部ではないかと思うかもしれませんが、県教育委員会も岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会のメンバーでもあります。そして、働き方改革プランにかかわるアンケートを県教育委員会で行ったことがありましたけれども、時間外勤務の要因は何ですかに対する中学校の回答が部活動という回答が最多で21.6%あったということから質疑いたします。

岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会は、第4回が開催予定であります。どのような議論が行われるのか伺います。協議会後には地域移行がどのように進むのか、具体的にお示しください。

実は、メンバーの中に岩手県PTA連合会の山下会長もいらっしゃいますけれども、意見を言っても何も変わらず、会議がつらいということなのです。他の出席者たちもいら立ちを

覚えているというようなことが耳に入ってまいりましたので、お伺いいたします。

○中村保健体育課総括課長 第4回岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会についてでございます。まず、この協議会は、本県における新たなスポーツ、文化芸術環境の整備に向けて、国や県の動きについて関係者間での情報共有を行うとともに、さまざまな立場からの御意見等をいただくために設置しているものでございます。

令和8年3月24日に開催予定の第4回協議会では、令和7年度の本県の取り組み状況の報告に加え、令和7年12月に国が新たに策定した部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインの説明と、令和8年度の本県の取り組み予定について御意見をいただくこととしているものでございます。

この地域展開についてでございますが、国は新たなガイドラインにおいて、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間と位置づけており、改革実行期間内に原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すとしているところでございます。また、国が要件等を示し、地域クラブ活動の認定を行う仕組みの構築など、新たな取り組みを示したものでございます。

県といたしましては、国が新たなガイドラインにおいて示す基本的な考え方、具体的な取り組み方針等に基づきまして、地域の実情等を踏まえながら改革を進めていきたいというように考えております。

○小西和子委員 ありがとうございます。何日か前だったでしょうか、あさイチという朝の情報番組がありますけれども、中学校の部活動が変わります、地域クラブになりますという内容の番組だったのです。どんどん変わっていきますというような内容だったのですが、岩手県は変わるのかと思った次第でございます。認定地域クラブ活動等、市町村が動き出せるような段取り、準備はどこまで進んでいるのでしょうか。説明や指示だけでなく、地域格差が広がらないような伴走型支援をしていくことが必要と考えます。市町村によって抱える課題が異なりますけれども、課題整理と対応の方向性を積極的に支援する体制はあるのか、お伺いいたします。

○中村保健体育課総括課長 県では、文化スポーツ部において、令和8年度から新たに国の補助制度を利用して、市町村が認定した地域クラブ活動の推進に必要な経費を補助することとしており、令和8年度は7市町、24クラブから希望があったと聞いております。

支援体制についてでございますが、市町村の支援については、文化スポーツ部において、令和7年度から県で任用したアドバイザーによる市町村訪問、市町村担当者を対象とした情報交換会の開催など、各市町村の課題に応じた丁寧な助言及び指導を行っているところでございます。

県教育委員会におきましては、令和7年度、16の市町村教育委員会や中学校等を訪問し、課題に応じた情報提供及び助言を行ったほか、中学生、保護者及び教職員を対象としたワークショップを開催し、課題の共有や今後の取り組み等について意見交換を行ったところでございます。また、中学生保護者及び教職員への意識調査を行い、1万9,164人分の回答が

ら制度の理解度や地域クラブ活動への希望等を市町村ごとに集計し、各市町村の取り組みの参考としていただくよう情報提供を行ったところでございます。

学校部活動の地域展開に当たっては、引き続き文化スポーツ部と連携し、市町村の実情に寄り添った支援をしていきたいと考えております。

○小西和子委員 ありがとうございます。積極的に行っているというように受け取りました。

ただ、アドバイザーの方に言わせると、岩手県は、周回遅れの最終ランナーであるというように言われております。その中で何が問題かという、小さい市町村はどんどん進んでいるのですけれども、大きいところ、特に盛岡市と名指しで言われています。盛岡市は全くやる気がない、それは財政難だからというような答えが返ってきたということを聞いておりますので、何とか全体で動けるようになればいいというように思います。働き方改革、小中学校、特に中学校は全く進んでおりません。どうぞよろしくお願いいたします。

では、二つ目、子どもの権利条約についてお伺いいたします。2023 年 4 月にこども基本法が施行され、1994 年に日本政府による子どもの権利条約批准後、初めて子供の権利を擁護するための包括的な法律ができました。また、2023 年 12 月に閣議決定されたこども大綱では、子供を権利の主体とし、子供や若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進することが明記されています。このような画期的な動きを受け、全国の自治体においても、子供の権利の推進及び子供参加の仕組みの構築と実践がますます求められております。

そこで、お伺いいたします。こども基本法施行後、岩手県ではまだまだ子供の権利の考え方が知られていないことが、日常、子供たちや大人に接してわかるのですけれども、この点についてどう捉えているのか、お伺いします。現代を生きる子供たちを理解できない古いままで固定化された大人たちの考えを、最新の状態に更新することが必要ではないでしょうか。アップデートという言葉が教えられましたけれども、そのようなことを感じているということでした。お伺いいたします。

○佐々木義務教育課長 子供の権利の考え方の周知についてであります。こども基本法は、全ての子供が個人として尊重され、その基本的人権が保障されることを基本理念としているものと認識しております。

一方で、委員御指摘のとおり、子供の権利に関する考え方や理念につきましては、社会全体に十分浸透しているとは言えない面もあるものと受け止めております。子供を取り巻く環境や価値観が大きく変化する中であって、大人が子供の視点に立ち、その思いや意見に耳を傾けながら理解を深めていくことは、これまで以上に重要であると考えております。

県教育委員会といたしましては、まず教職員が子供の権利を十分理解し、尊重することができるよう、教員研修等の一層の充実を図ってまいります。

○小西和子委員 ありがとうございます。全教員が子どもの権利条約について研修するべきだということは、以前から訴えてきたところでございます。岩手県でも動きがありまして、

盛岡市では2026年度、子どもの権利条例制定に着手というように株式会社岩手日報社が報じておりました。関連経費は2,500万円です。今3月定例会で審議されているということです。県内33市町村では、2021年4月から施行の奥州市子どもの権利に関する条例、2019年に一部改正した——遠野市はさらにその前に制定していたのですけれども——改正した遠野市わらすっこ条例、それから宮古市は2021年に制定された宮古市子ども条例があります。残念ながら、岩手県の条例はありません。岩手県ホームページの子供の意見を聞く仕組みは、よい取り組みだと思います。子供の声を大切にする大人社会、学校が土台として必要なのがあります。子どもの権利条約にある四つの一般原則が子供たちに十分保障されていない県内の学校現場の窮状が絶えません。いわてこどもプラン（2025～2029）の進捗状況はどうなっているのでしょうか。県教育委員会とは、どう連携して進められているのかお伺いいたします。

○伊藤学校教育企画監 いわてこどもプラン（2025～2029）について御質問いただきました。県では、このプランに基づきまして、関係部局が一体となり、子供の権利を守り、向上させる施策を推進しているところでございます。

県教育委員会におきましては、本プランや岩手県教育振興計画（2024～2028）に基づき、学校教育の充実や児童生徒の健やかな成長を支える取り組みを進めているところです。また、保健福祉部との関係につきましても、子供や家庭を取り巻く課題が多様化する中にありまして、教育と福祉がそれぞれの立場から同じ方向性のもとで施策を推進していくことが重要であると認識しております。県教育委員会といたしましては、引き続き保健福祉部局等の関係部局と一体となって子供の権利を守り、向上させるための施策に取り組んでまいります。

○小西和子委員 岩手県には、子育て条例——いわての子どもを健やかに育む条例があるのです。子供の権利条例ではなく、子育て条例。全く別物なのです。ここに子供の権利保障をはかる総合的な条例一覧がありますけれども、もちろん岩手県の子育て条例は入っておりません。遠野市と奥州市の条例は入っております。

そのような中で、私が岩手県も子供の権利条例をつくるべきだというように何度も何度も質疑しております。十数年前に質疑したときに、知事はつくりますと答えたのです。岩手日報の1面にも取り上げられました。けれども、出てきたのが子育て条例だったのです。違うではないですか。何度質疑しても、あのことこのことと言って逃げております。

何で私は、国際連合の子どもの権利条約に基づいた条例をつくらなければならないと言っていたかといいますと、国連子どもの権利委員会は、日本に対して1996年以来、繰り返して教育制度の過度に競争的な性格が子供の身体、精神的健康に否定的な影響を与えていると繰り返し勧告しているのです。2010年には、高度な競争主義的な学校環境が就学年齢にある子供の間のいじめ、精神的障がい、不登校、登校拒否、中退及び自殺の原因になることを懸念するというような——まだまだ長いのですけれども——このまま続けていったら、いじめ、不登校、精神疾患、自殺、が増える国になりますと言われていたのです。だから、

変えなければならないと思って言ったのです。でも、その当時は、そのように突出してひどくなかったんで、私ももっと強く言うべきだったと思うのですけれども、今になってみれば本当に子供の権利をないがしろにした、このような政策で子供たちが、なおきゅうきゅうしているといいましょうか、伸び伸び生きることができないようなストレスフルな学校現場になってしまったというように思っております。

そこで、やはりこれは変えていかなければならないと思うのです。子どもの権利条約はどのようなものかというのは、ほとんど大人たちも子供たちもわかっていないので、子供にも大人にも伝えていく、研修を受けるような、学習を受けるような、そういう場を設けなければならない。数日前に、県立学校の教職員の部活動での暴力事件といいましょうか、そういう情報が私どもの手元に来ましたが、そういうことをなくすためにも、やはり条例は必要だと私は思います。

それでは、いわてこどもプラン（2025～2029）は、婚活や妊活など、そういうことも書いていましたが、県教育委員会の分にも、どこにも子供のストレスを取るような、そういう政策は何一つ載っていないので、何のための条例なのだろうかと思いました。

では次に、市町村の学校公開、事務所研修等について伺います。これは、小中学校だから、市町村の教育委員会の問題だろうと思っているかもしれませんが、県全体として業務量管理・健康確保措置実施計画に取り組んでいかなければならないと思います。そのようなことで、質問いたします。33 市町村の実態を把握しているのでしょうか、伺います。

○佐々木義務教育課長 33 市町村の実態についてであります。令和7年度に市町村教育委員会の指定を受けて学校公開を行った学校数は、計画段階において、小学校は34校で小学校全体の13.1%、中学校は14校で中学校全体の9.7%、合計は48校で小中学校全体の11.9%となっております。

○小西和子委員 ありがとうございます。そこの市町村に——私が勤務したところで、小学校が3校、中学校が1校だとします。4年に1回、回ってくるので、オリンピックと言いました。とにかく普通の業務プラス学校公開のための準備をします。いきなり授業を公開するのではなくて、校内研といいまして、何度か練習のようなことをするのです。そうすると、子供たちに自習をさせて、授業をしている学校の先生方のやり方について見る。どうでしょうか。何か先ほど子供の権利条例のことも言いましたが、子供たちは放っておかれて、先生方が指導主事やら何やらに褒められるために一生懸命授業をやるというのはいかななものかと思ひますし、学校公開は教職員に大きな負担を強いております。子供が学校に合わせるしかない昔ながらの公開、事務所研修も含め見直すよう省庁に働きかけ、岩手県の教育の刷新を図ってはどうか。

○佐々木義務教育課長 学校公開、事務所研修の見直しについてであります。現在県教育委員会では、これまで割り当てや悉皆により実施しておりました教科などの研修について、希望参加による実施への変更を検討しております。これは時代の変化が大きくなる中で、教

職員の過度な負担や負担感を軽減しつつ、自律的に学び続ける教職員の研修の場を担保するものであり、国が推奨する管理職の対話に基づく受講奨励により、あくまで教職員個々の意向を尊重していくものとなります。

市町村教育委員会指定の学校公開研究会につきましても、先ほどの実施校数のみならず研究紀要や学習指導案のスリム化や半日開催など、教職員の負担等を考慮し、改善を図るよう働きかけております。今後もよりよい学校教育の実現に向けて、教職員の多忙化解消の視点を持ちながら、探究心を持ち、主体的に学ぼうとしている多くの教員の学びの場をいかに担保していくか、市町村教育委員会と連携して検討を進めてまいります。

○小西和子委員 確かに半日開催や、学習指導案を以前の半分ぐらいにしましょうなどという話があります。ただ、そこまでいくには、紀要というものを書くのですけれども、それがまた——私も押しつけられて研究概要をやったことがありますけれども——これがまた大変。普通の授業をした上に、それをやるということですから、夜も睡眠時間を減らして、一生懸命ない頭を逆さまにして書いたという記憶があります。

学校現場では、病休者の同時多発、代替教員が見つからないなど人員不足です。小中学校だけ紹介しますが、小学校は20人の欠員、中学校は8人の欠員であります。欠員があろうが、代替教員が見つからなからうが、どの職場も壊滅状態であります。そのような中、学校公開をしなければならず、疲労こんぱいの教職員の实態が見られます。管理職にどのような指導をしているのか。管理職は、やらなければならないとなればやるのです、何人欠員があろうが。学校が、学級が荒れていれば、その学級は公開しませんと言って、ほかの学級を見せるというようにして、何とか済まそうとします。どのような指導をしているのでしょうか。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 県教育委員会では、岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）に基づきまして、学校を対象とする研究指定の研修の見直し、あるいは会議削減等に取り組んでおります。先ほど義務教育課長からも一部見直しの話がありましたが、今年度は各種研修の整理に係るワーキンググループを事務局内に設置し、関係室課や教育事務所、市町村教育委員会がそれぞれ実施している研修の精選や一元化、あるいはリモートでの開催など、教職員の負担軽減に努める見直しを行ってきておりまして、来年度実施の研修からそのようなところについて、対応できるところは対応してまいりたいと考えております。

ただいま管理職への指導というお話がありましたが、各種研修や学校公開等の実施に当たりましては、それはそれとして教職員の専門性向上という意義があるということは踏まえつつ、一方で教職員の多忙化解消や負担軽減の視点もしっかり持ちながら、適切に進めていく必要がございます。県教育委員会として、直接校長、副校長に何らかの研修や会議の場などで話せる場面については、直接話をしっかりといたしますし、当然小中学校を所管する市町村教育委員会に対しても指導、助言等を行いながら、実効性ある働き方改革の取り組みとなるように努めてまいります。

○小西和子委員 私も子供がまだ小さいとき、親が忙しいと、子供は体調を崩すのです。そ

して、入院ということになって、でも授業しなければならないということで、ベッドの下で学習指導案を書いたということがありました。ただ、そのときの校長が無理をしなくていいからというので、私の授業はなしにしてもらったということを記憶しております。また、無理をして学校公開を開催したとしても、集う参加者も少ない、お互いに無理が生じているというように現場では見ているそうです。例えば欠員が出ている学校や、子供たちが落ち着かない学校は、取りやめにしてもいいのではないかと思います。何も無理矢理やらなければならない、やったからといって、その学校公開が子供たちのためになるのでしょうか。参加者が来る前に、一生懸命掃除して、ちり一つ落ちていないようにして、子供たちにもいろいろと指導して、そのようなことは先ほど言ったストレスフルです。大変な状態ですので、子供たちのため、教職員のために、管理職の指導をよろしくお願いいたします。

文部科学省の令和7年度「教師不足」に関する実態調査によると、義務標準法——公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく充足率が岩手県は小中学校とも98.5%であります。100%にしなければならないのに、そのような状況なのです。100%にするとすると、あと何人ずつふえるのでしょうか。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 充足率が100%の場合の人数についてでございますけれども、令和7年度の義務標準法に基づく充足率について、現状の98.5%を100%とした場合、定数算定上は小学校で60名程度、中学校では40名程度の教員がふえることになります。

○小西和子委員 一時期から何だか教員が足りない、何でだろうとみんな思っていました。このようなからくりがありました。つまり100%入れなければならないところを、岩手県は98.5%、あとは東北地方だと福島県が99.9%ですから、ほぼ100%ですけれども、青森県が101.2、ほかは100.幾らということで、岩手県の人数は財政の関係なのでしょう。教員は切り捨てる、スクールサポートスタッフは少ないということで、本当に少ない中で教育に当たっているというのが現状です。このようなことをしていって、子供たちがどうなるのですか。それよりも、岩手県はそういうところらしい、岩手県には行かないほうがいいとか、今住んでいる人たちは、他県のほうが充実しているということになると思います。若者、女性に選ばれる岩手と言っていますけれども、選ばれない岩手県を県教育委員会は進めているのでしょうか。最後、教育長に聞いて終わります。

○佐藤教育長 委員から御指摘がございましたが、教師不足は、やはり学校現場を円滑に——まず良好な環境を確保する点で、教職員の確保は最重要の課題だと思っております。特に年度当初におきまして、欠員がない状態で学校がスタートできるように、講師の確保などに努めてまいりたいと考えております。

○菅原亮太委員 私からは、高等学校教育改革推進費について伺います。

先般の予算特別委員会審査での質疑応答で、少し気になったところを幾つか伺っていきたいと思います。まず、部局審査の答弁の中で、熊本県立水俣高等学校へ視察されたといった答弁がございました。熊本県立水俣高等学校と言えば半導体学科でありまして、本県にお

いても半導体学科がある高等学校があるのでありますが、そのような同様の半導体学科の高等学校を今回の高校教育改革推進基金の先導拠点校として選ぶという方針なのか伺います。

○西川高校改革課長 まず、熊本県立水俣高校半導体情報学科、定員 20 人は、令和 7 年度に新設した日本初の半導体関連学科であり、電気建築システム科、定員 40 人の電気コースと建築コースを学科改編したもので、株式会社アスカインデックス水俣高度技術センターと協定を結ぶなど、半導体プロセスの体験、資格指導等において連携した学習を展開しております。

水俣高校への視察は、まずは第 3 期県立高等学校再編計画（最終案）において、県立黒沢尻工業高等学校の半導体関連学科への学科改編を位置づけていることから、今後の学科改編に向けての教育内容の参考とすることとしたものであり、そして改革先導拠点校の取り組みの参考とすることも踏まえた上で、県立黒沢尻工業高校とも質問事項等を共有し、訪問したところでございます。

改革先導拠点校の選定等に当たりましては、専門高校の機能強化、高度化を図るため、より高度で実践的な内容を学ぶ学校設定科目の開設等が示されていることから、今回の水俣高校の視察内容も参考としながら、令和 8 年 5 月の公募申請に向け、現在検討を進めているところでございます。

○菅原亮太委員 ありがとうございます。今回の改革先導拠点校を踏まえてということでの水俣高校の視察ということでありました。改革先導拠点校、つまり高校教育改革推進事業に関連した視察というのは水俣高校以外にも行われているのか伺います。

○西川高校改革課長 先ほど申し上げました第 3 期県立高等学校再編計画及び高校魅力化に関連する施策とあわせて、今回の高等学校教育改革推進事業に関連した視察を行ったところであります。

現時点におきましては、他県においても改革先導拠点校の選定について検討中でありますことから、視察については考えていないところではございますが、地域みらい留学を主催する一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームというところがございまして、こちらで高等学校教育改革を実現する会というものを立ち上げており、この会が全都道府県を対象としたオンライン会議を複数回開催しているところであり、本県もそちらに参加して他の都道府県等と意見交換を重ねているところでございます。

○菅原亮太委員 ありがとうございました。

次ですけれども、これはたしか臼澤勉議員が質問されていたと思いますが、国から高等学校教育改革等推進事業費の創設といった資料が出まして、その中の専門高校の機能強化、高度化に資する施設設備の整備というところで、点線で囲って米印で書いてあるのですけれども、高等専門学校への転換等のための施設設備の整備も対象とあり、これは私も今までの文教委員会に示された資料には出てこなかった新たな文章だと思っています。これについてですけれども、政府の説明資料では高等専門学校への転換のための施設設備の整備も対

象ということですが、本県としては高等専門学校へ展開に対する活用といったような予定があるのか伺います。

○西川高校改革課長 グランドデザインでは、専門高校の機能強化、高度化の延長として、高等専門学校への転換を含め、高等専門学校の新設は、各都道府県における成長分野産業を担う人材育成の選択肢として重要な取り組みであると示しております。

本県といたしましては、本基金に係る教育設備の整備につきましては、未来を担うアドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成を先導する拠点となる高校の施設整備を想定しており、その成果が専門高校全体に波及し、高度化が進むよう取り組みを進めてまいります。専門高校の機能強化、高度化の延長として、高等専門学校への転換を含めた高等専門学校の新設につきましても、今後1年間、実行計画を策定するに当たって慎重に検討してまいります。

○菅原亮太委員 今選択肢の中に入っているという答弁というか、そういう検討をするということでしたけれども、私個人の考えとしては新たに高等専門学校に転換するというのは、実はかなりタイトなスケジュールなので、やはり今ある既存の専門高校を改革先導拠点校として選ぶべきというようには思っておりました。

最後の質問ですが、改革先導拠点校について、先ほどの資料の対象事業の三つ目に地理的アクセス・多様な学びの確保に資する施設設備の整備ということで、例としては遠隔授業配信拠点の整備があります。遠隔授業配信拠点の整備について、これから県立盛岡第一高等学校で医系進学コースが設置されます。前々回の文教委員会でも県南地域の高校生がNPOではないけれども、何か団体を立ち上げて医学部進学を目指す学生たちが自主的に集まって、例えば岩手県立胆沢病院や岩手県立江刺病院の先生の話聞いて、医学部進学へ向けてみんなで勉強しようというような、そういう学生団体、MED i A Lが立ち上がったというところですが、MED i A Lからお話を伺ったのですが、医系進学コースが県立盛岡第一高校にできた。やはり県南地域の学生からすれば、そのような授業をぜひ遠隔でもいいので、受けられるようにしてほしいといった御意見もあったところですが、そういう意味では、遠隔授業配信拠点の整備ということで、県立盛岡第一高等学校の医系進学コースの授業を遠隔授業という形で県南地域に限らず全県——県北地域、沿岸地域の高校生にもしっかりと医系進学に向けた、そのような充実の取り組みをしてはいかかかと思えます。医系進学コースの遠隔授業配信整備に活用してはいかかかと思えますが、所見を伺います。

○亀山高校教育課長 遠隔授業配信拠点の整備についてであります。医師を目指す県内の生徒に対しましては、進路実現を支援するため、保健福祉部と連携して実施している岩手メディカルプログラムにおいて、令和5年度から高校1年生向けに、高校2年生を対象とした医師による講演や医学生とのトークセッションなどのオンデマンド配信を行っております。本プログラムには、沿岸地域や県北地域の高校生も参加しており、医師を目指す生徒の裾野の拡大と意識の高揚につながっていると考えております。

県教育委員会においては、医系コースにつきましても、配信可能なものについては県内の

希望する高校生に配信していきたいと考えております。その上で、改革先導拠点校の選定につきましては、現在検討を進めているところでございまして、さまざまな観点から効果的な基金の活用となるように、引き続き検討を進めてまいります。

○菅原亮太委員 わかりました。医系進学のリモート授業配信も検討されているということで、本当にありがとうございます。

最後に、西川高校改革課長にはいろいろ御指導いただきましたことを改めて感謝申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○斉藤信委員 先ほど第3期県立高等学校再編計画（最終案）の説明がありました。私は、2月27日の文教委員会でも述べたとおり、佐々木朋和委員が取り上げました県立大船渡東高等学校食物文化科——4学科の中で一番人気のある、希望の一番多い学科を廃止するという県教育委員会の姿勢が問題なのだと思うのです。一番人気のある学科をなくすのだから、これは県立大船渡東高校を潰すような発想です。

そして、今日の資料の中に、令和12年度に食物文化科を募集停止するとあり、そうすると4年間はもつのです。4年間は調理師免許を持つ教員は確保できる。しかし4年後の見通しがない。だったら、4年間努力したらいいではないですか。私は、本当におかしいと思います。一番人気のある学科を真っ先になくすという発想、ましてやその理由は生徒ではなくて県教育委員会の理由です。4年間は維持する。4年間、何で努力できないのですか。これは見直すべきだと私は思うけれども、いかがですか。

○西川高校改革課長 県立大船渡東高校食物文化科の件につきましては、引き続き教員の採用につきましては募集をかけることは続けていきたいと考えております。再編計画は、このまま進めさせていただきますが、これまでも再編計画の中で再編プログラムに位置づけた中においても、志願者数の動向等により変更した、実際に実施しなかった場合もございますので、県教育委員会といたしましては教員がしっかり配置されるよう採用に努めてまいるところではございます。現時点においては今いる先生の年齢層からいけば、この四、五年は厳しいという状況にありますので、このような形で進めさせていただきたい。いずれ繰り返になります、教員の採用につきましては、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○斉藤信委員 一番生徒の希望がある学科を真っ先になくすということで、県教育委員会の姿勢が問われている。そこをやはり守って、全体の高校の活性化を図っていくということは、当たり前の話ではないですか。いずれ来年度からなくなるわけではないから、4年間は残るから、その間にきちんと教員確保の見通しを立ててやっていただきたい。教育長、ぜひそういう方向で努力していただきたい。

○佐藤教育長 調理師養成施設ということで、なかなか施設の維持のハードルが高い。そのハードルが高い理由は、やはり調理師免許を持った家庭科教員を今後採用していくということで先般も御答弁申し上げたところでございますが、委員から御指摘がありましたとおり、来年度からすぐ廃止するというわけではございません。計画を見直し、令和12年度ということで今計画しております。高校改革課長から御答弁申し上げたとおり、教員の確保等

については、これまでも努力してまいりましたし、引き続き努力してまいります。

○**斉藤信委員** やはり生徒の希望に応えるということを大原則、大前提にして考えていただきたい。

次に、盛岡一高バレーボール部事案の調査検証委員会の設置であります。年度末まで、半月を切りました。現段階でどういう構成の検証委員会の設置を考えているのか示してください。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** 県教育委員会におきましては、現段階における調査検証委員会の構成としましては、法律の専門家でございます弁護士に複数名入っていただきまして、その上でこれから請願者との具体的な調整を進めさせていただくのですが、請願者の御要望、そのような部分も調整を進めさせていただいて、調査検証委員会の構成を形づくっていきたいと考えているところでございます。

○**斉藤信委員** 私は、6名ぐらいの委員を考えているという答弁を前にいただきました。弁護士を複数入れる、それは当然でしょう。今問題になっているのは、請願者が要望している、いわゆる再発防止岩手モデル——T S U B A S Aモデルの策定委員会で12回、13回にわたって盛岡一高バレーボール部事案の検証もやった。しかし、外部委員の7人中5人が盛岡一高バレーボール部事案の検証は不十分だった。独自に第三者委員会で調査すべきだと教育長に申し入れをして、県議会にも意見書を出したという経過です。盛岡一高バレーボール部事件は、かなり前の問題ですから、全く何も知らない方々で、これから何をどう調査するかとやったら、大変なことになると私は思うのです。不来方高校の事案のように、事件直後に委員会を設置するのだったら、多様な専門家で構成するというのが当然だと思います。しかし、この盛岡一高バレーボール部事案は、議会でもかんかんがくがく議論してきた。再発防止岩手モデルの策定委員会でも、1年半余にわたってやってきた。一定の経過がわかって、問題意識も持っている方々を複数配置するということだったら、すぐできるのではないかなと思うけれども、いかがですか。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** ただいま委員から御指摘いただきましたとおり、請願者におかれましても、また県議会の皆様におかれましても、再発防止岩手モデル策定委員会の外部委員が複数名入るということで進めることが効率的といえますか、速やかに調査、検討が進むということで御指摘といえますか、御意見いただいているところでございます。そのようなところは、外部委員の複数名参加という構成もあり得るといえますか、そういう形として、さらに法律の専門家である弁護士複数名入る形をつくっていきけるよう、今後請願者とも具体的な調整を進めて、早急に調査検証委員会を立ち上げてまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 今答弁があったように、これは請願者の意見であり、議会で取り上げた議会の意思でもありますから、きちんと請願者の要望を基本的にはしっかり受けて、年度内にやるぐらいの気持ちでやってください。年度内の見通しはどうですか。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** 請願者とは、今月中に具体的な調整をするというこ

とで、お会いして打ち合わせを進めさせていただくこととしておりまして、現段階で調査検証委員会の設立時期をお話しできないところではございますが、早急に検証調査委員会の設置を進めてまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** それで、前回私が取り上げたことで、教育長から理解に苦しむ答弁がありました。それは、再発防止岩手モデル策定委員会で平成 21 年まで遡って調査していますので、我々と一緒に調査してきた委員も調査の対象ではないか、そのようなことを考えて、全く違う方々が全体を見たほうがいいのかという考え方もありましたという答弁でした。これは、とんでもない擦れ違った答弁だった。きちんと撤回したらいいではないですか。

○**佐藤教育長** 私も答弁実績を確認いたしました。今委員から御指摘いただいたとおりでございまして、これを申し上げたのは、委員が調査対象という趣旨で申し上げたのではなくて、我々と外部の委員とで、策定委員会で調査結果を取りまとめたのですけれども、取りまとめた結果自体が調査対象になるということで、全然関与していない方を見るということもあるのではないかという意見もあるということを御紹介申し上げたつもりなのですが、委員が調査対象という誤った発言をしてしまいました。申しわけございませんでした。そのような趣旨では、全くございません。

○**斉藤信委員** これは撤回されたということで、やはりあれだけ一緒になって議論して、結果的に検証は不十分だったというのが 7 人中 5 人の外部委員の意見だった。これは、本当に深刻に受け止めなければ駄目なのだと思います。そういう意味で、一緒にこの間検証して、何が不足していたかわかる人が入ることが検証委員会がスムーズに効率的に検証を進める大きな補償であり、力になるのだと思います。そうしないと、真っさらなところで十何年も前の調査をするということは大変なことです。

それで、結局 9 月定例会で調査費が 300 万円余つきました。これはどうなるのですか。繰り越されるのですか、それとも不用額になってしまうのですか。来年度予算には調査費が入っているのですか。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** 今般といたしますか、9 月定例会の補正予算で調査検証委員会の必要経費を計上させていただいたところですが、こちらにつきましては仮に今年度内の執行等がなかった、残額が生じた場合は不用残となります。来年度においても調査検証委員会を設置して検証できるよう、当初予算案に計上しているところでございます。

○**斉藤信委員** 当初予算に幾ら計上されているのですか。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** 調査、検証に係る経費につきましては約 300 万円ほど計上しているところでございます。

○**斉藤信委員** そうすると、恐らく半年ぐらいの予算にしかないのではないかと思います。のだけれども、大体そういう見通しですか。半年程度で検証するということですか。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** 当初予算案におきましては、令和 8 年度、1 年間かけて調査、検証できるよう、予算を計上しているところでございます。

○**斉藤信委員** 9 月定例会で同額を計上したときは、半年ぐらいということではなかった

か。1年間の予定でしたか。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 今年度の補正、来年度分の予算、それぞれにつきましては類似といいますか、不来方高校事案での調査委員会の進め方といったところを踏まえて、回数として6回程度、委員会を開催できれば取りまとめができるということを想定して、どちらも回数的には同数を想定して予算を計上したものでございます。

○斉藤信委員 たしか補正予算のときには、年度内の予算だということですから、6カ月ぐらいなのです。今回1年ぐらいはかかるということですが、額が同じだから、それで本当に1年間検証できるかということありますけれども、足りなかったら、補正すればいいことだと思います。

それで、再発防止岩手モデルにかかわって深刻な事件がまた発生しました。今日は謝罪もありませんでしたが、中部教育事務所管内の県立高校の教諭50歳代が体罰及び不適切な言動で減給3カ月。新聞報道にも出ていますけれども、昨年11月2日、男子部員1名の頭部を手でつかみ、一定の力を伴って揺さぶるとともに、長時間にわたる説諭を行った。説諭ではないと思います。叱責、暴言だと思います。あなた方が言っている説諭の中身を示してください。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 被害に遭った生徒からも詳細な――事細かにこのようなことを言われたというところまでは把握はできておりませんが、いずれその日の活動の中で、教員がその生徒の態度に不満を感じて、その後、時間を取って1対1で話したということで、被害者――生徒とすれば叱られたと感じたということです。

○斉藤信委員 そのような曖昧な答弁がありますか。減給3カ月の重大な処分をしているのです。今言ったけれども、説諭ではないだろう。叱責、暴言ではないのか。新聞報道では1時間にわたってという報道があります。これは異常ですよ。盛岡一高バレーボール部事案もそうだったではないですか。教官室に呼んで、1時間、2時間という話があったけれども、あれも暴言、叱責でした。同じではないのですか。中身を調べているでしょう。1時間にわたって、どういう――あなた方が言う説諭とは違うでしょう。リアルに答えられないのですか。そのような調査をしていないのですか。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 繰り返しになりますが、教員は、いずれ生徒の態度に対して話をしたということでありまして、生徒からすると、自分の態度を含めて叱られたと言っているということです。

○斉藤信委員 あなたに言って悪いが、再発防止岩手モデルの教訓が全然生かされていないではないですか。不来方高校事案の教訓は何なのですか。不来方高校事案は、身体的暴力は基本的になかったのです。言葉の暴力です。それが死に追い詰めたのです。盛岡一高バレーボール部事案もそうです。体罰もあったけれども、暴力もあったけれども、生徒を追い詰めたのは人間性を否定する暴言、叱責なのです。

それで、このように言っています。令和5年4月から令和7年11月にかけて、以下の不適切な言動を行った。複数の男子部員に対して死ね、ばか、あほ等発言した。男子部員1名

に対して、おまえは要らない、男子部員1名に対して、存在価値がない。これは盛岡一高バレーボール部事案で顧問教師が問い詰めた中身と全く同じ。不来方高校事案も大体そうだった。このような人間性を否定するような暴言、叱責が追い詰めるのです。身体的暴力よりももっとたちが悪い。それが再発防止岩手モデル——TSUBASAモデルの大事な教訓だったではないですか。この場でどういう中身だったか、あなたがまともに答えられないことに、本当にこの教訓生かされていない。中身が大事なのです。調査したのでしょうか。長時間にわたる説諭の中身を、調査して文書になっていないのではないですか。なっているのですか。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 詳細な一問一答という形では把握できておりませんが、いずれ先ほどからの繰り返しになりますが、部活動での態度等について注意というか、叱るということがあり、生徒からもそのように叱られたと受け止めたということであって、その内容というか、そうしたやり取りだということはそれぞれ確認したところです。

○斉藤信委員 不来方高校事案は、第三者委員会をつくって、もう時系列に、どういう時期にどういう顧問が発言したか、叱責、暴言をしたか、克明に調査しました。だから、説得力があったのです。あなた方は、減給3カ月の処分を行うときに、そういう正確な事実に基づいて調査して、そのような調査をやれば、このようなことは繰り返してはならないとなるのです。断片的には、いろいろな生徒に同じことを言っているのです。死ね、ばか、おまえは要らないとか存在価値がないとか、恐らく1時間の間でこのようなことを言われたのではないのでしょうか。1時間拘束すること自体が暴力です。今盛岡一高バレーボール部事案の検証委員会と言っているときに、不来方高校事案、盛岡一高バレーボール部事案をほうふつさせるような事件が再び起きたということに、私自身がショックを受けています。ましてや、いろいろな不祥事案が連続してきた。教育長、私は本当に今度のこの事件、再発防止岩手モデル——TSUBASAモデルの教訓が生かされていない、徹底されていないと思いますけれども、この事案をどのように受け止めていますか。

○佐藤教育長 この事件は、先般公表させていただいたとおり、令和5年から令和7年にかけて、今御指摘のありました発言や、頭をつかんで揺するなど、そういう行為が行われていたということです。令和5年から令和7年はどういう時期かと申しますと、令和6年5月に再発防止岩手モデルが出来上がりまして、これを全ての高等学校あるいは市町村教育委員会にも説明し、このようなことがないように全体で取り組みましようと言っているさなか、実は裏でこのようなことが行われていたということで、極めて重く受け止めております。

まさにこのような不祥事案で陳謝申し上げるたびに、一人一人の教員に届いていないという発言を申し上げるのですが、今回は本当にまさにその典型と言わざるを得ないということでもあります。報道にもありましたが、再発防止岩手モデル策定後初の懲戒処分という重い処分でございます。我々は再発防止岩手モデル策定後においても、適切ではないという指導等があった場合は、速やかに指導、指示してきておりますが、まさに懲戒処分等に至ったというケースは初でありまして、衝撃を受けております。再発防止岩手モデルの策定後、

外部委員に毎年その実施状況を点検いただくということも行っております。それらも踏まえて、今後再発防止岩手モデルの適用、運用のあり方について、しっかりいま一度、県教育委員会、学校現場含めて仕切り直していく必要があるのではないかと私は受け止めました。

○斉藤信委員 もう一つ重大だと思うのは、今度の事案は去年11月2日に、この現場を見た人が情報提供したことによって、発覚したのです。調査をしたら、今教育長が言われたように、令和5年4月から令和7年11月まで同じような深刻なことがあった。学校の中からも出てこない、生徒からも訴えられない。ここに深刻な問題があると思うのです。だから、本当の意味で、学校に自浄作用がないのか。子供たちに顧問のこのような暴言、叱責、暴力は許さないのだという風土がつくられていないところに、私はもう一つ深刻な危機感を覚えます。だから、学校には、お互いに何かあったら率直に指摘し合い解決するという風土がないのではないかと思いますけれども、これも教育長に聞きましょう。そういう風土も含めて一掃して、再発防止岩手モデル——T S U B A S Aモデルを本当にみんなの——これは教員はもとよりけれども、生徒自身もそういうことを告発できるようにしないと駄目だと思います。いかがですか。

○佐藤教育長 このような状況を察知というか、把握した際には、しっかりと窓口に通報する。そして、通報した方がしっかり守られるという仕組み、風土、そういうものをつくっていかねばならないと思います。学校現場で起きた事件について、学校現場から情報が上がってこないということはよろしくない。これは、詳細については申し上げられませんが、学校にかかわる方の情報提供というように御理解いただければよろしいと思いますが、いづれ我々県教育委員会、それから学校の教職員一同、もちろん先生による体罰、暴言等は許されないし、それから生徒間のいじめだって、それはなくすべきものでありますので、そのようなものがしっかり情報としてしかるべきところに届けられるような形になるように取り組んでいかねばならないと、改めて気を引き締めているところであります。

○斉藤信委員 これで最後、終わりますけれども、私はやはり管理監督者としての校長の責任も重大だと思います。校長の処分はどうなりますか。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 学校の部活動の中で、このような深刻な事案が発生していますので、校長に対しても服務上の措置が行われています。

○斉藤信委員 服務上の措置というのは何ですか。戒告ですか、訓告ですか、注意ですか。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 管理監督責任があるということを文書で示して、それを本人に訓告という形で渡しているということです。

○斉藤信委員 訓告程度では甘いと思います。校長の管理監督責任は、そのようなものではない。懲戒処分に値すると私は思います。それぐらいの責任感を持ってやってもらわないと駄目です。このことを指摘して終わります。

○小林正信委員 まず、前回の文教委員会で、私も教職員の不祥事について十分な防止策も含め、意見を述べさせていただきましたが、その後教員の飲酒運転、さらには同じ教員による窃盗、さらには先ほど斉藤信委員からお話が合った県立高校における教員の暴力、暴言が

判明しました。現在コンプライアンスの徹底として、暴力事案への調査委員会設置も進められている中、県民や保護者の岩手県の教育への信頼を失墜させる事態が連続して起こっていることに深い憂慮を覚える次第です。

今回の窃盗事案、また暴力事案も含め、教職員が社会人として、また人として許されない事件を起こしている。児童生徒に安心を与えて、そして信頼されるべき教師がこのような不祥事を起こしていることが児童生徒に与える影響については、十分注意していかなければならないと思います。

県教育委員会として不祥事案が多発する中、児童生徒、子供たちに対するフォローについて、十分な取り組み、具体的な取り組みが行われているのか、またそのようなことをしっかり行っていただきたいということ。そして、今回暴力、暴言を受けた生徒に対するしっかりとしたサポートを行っていただきたいということをまず要望しまして、質疑に入らせていただきたいと思います。

不登校対策について、以前も取り上げたかと思いますが、不登校児童生徒について仮想空間であるメタバースを活用する自治体がふえております。学校に来られない児童生徒がスマートフォンを使って、アバターを通して支援するスタッフと交流できる仕組み。現在では、千葉県などでもメタバースによる居場所づくりを準備していると伺っております。岩手県としても、メタバースを活用して不登校児童生徒の居場所支援、交流支援を充実させるべきと考えますが、御所見をお伺いします。

○菊池生徒指導課長 メタバースの活用についてであります。児童生徒が自宅のパソコン等から仮想空間に入り、バーチャルスクールで学んだり、支援員や他の参加者とコミュニケーションを図ったりすることができる支援であり、主として家から出ることが難しい子供たちの居場所として活用している自治体があると承知しております。

メタバースの導入に際しては、システム構築や効果の検討の必要があると考えており、どのような支援が可能かなど、国の動向や他県の取り組みについて情報収集をしまいいります。

○小林正信委員 岩手県でも、農林水産部でメタバースをやっていましたよね。そういうこともしっかり県の中でも共有して、やっていただきたいと思います。非常に有効な手段だと思いますので、しっかり調査というか、進めていただくようお願いしたいと思います。

また、静岡県では不登校児童生徒の学びの場として、オンライン学習を誰もが受けられるしずおかバーチャルスクールを2025年から開始しているということです。また、千葉県では、小学校4年生から中学校3年生を対象にオンライン授業を配信するエデュオブちばを2024年から開始して、小学校、中学校の生徒合わせて1,000人を超える児童生徒が登録して参加しているということです。岩手県においても、不登校児童生徒の学びの機会を確保する上で、児童生徒に対するオンライン授業の体制整備を検討すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

○菊池生徒指導課長 不登校児童生徒に対するオンライン授業についてであります。1

人1台端末の整備により個々の児童生徒の状況にかかわらず、ひとしくICTを活用した学びが行える環境が整ってきております。小中学校においては、自宅や校内外の教育支援センターによる児童生徒に対する学習支援として、教室の授業のライブ配信等の取り組みが行われておりますし、県立高等学校におきましても自宅や校内の別室にいる生徒に対し、オンラインで授業の配信を行うなど、不登校児童施設に対する学びの提供に取り組んでおります。引き続き、市町村教育委員会などとも連携して、1人1台端末を効果的に活用して、不登校児童生徒の教育機会の確保に取り組んでまいります。

○小林正信委員 各市町村でもやっているということでございますし、さまざま個々の取り組み、各学校の取り組みがあるかと思うのですが、今私が申し上げたように、県としてしっかり体制を整備する取り組みを行っていただきたいと思います。以前、私が相談させていただいた不登校の生徒は、高校にオンライン授業を希望したけれども、かなわなかったということで、これは少し言い過ぎかもしれませんが、高校が生徒の教育機会を奪ったということと同じだと考えます。教育確保の観点から、希望する誰もがオンライン授業を受けられる体制をぜひとも整備していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ネット出席制度について、ICTやオンライン教材などを活用した自宅学習を一定の条件のもとで出席として認める制度がネット出席制度となります。しかしながら、不登校児童生徒でこの制度を知っている割合がかなり低いということで、その周知にも課題があるものと思います。県教育委員会としても、ネット出席制度の周知に取り組んでいるものと思いますが、県内の小中学校における取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 令和6年度児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査によると、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上、出席扱いとした児童生徒は、本県においては小学校で18人、中学校で27人いることを把握しています。文部科学省では、ICT等を活用した学習活動を指導要録上、出席扱いとする要件を示しているところです。

本県の具体的事例としては、例えばタブレット端末を用いて自宅で授業を見られるようにするとともに、課題の配付、回収をできるようにした例、また修学旅行の事前学習をインターネットで行った例、Teamsを使って図工など実務教科の学習の仕方を担任と確認した例、タブレット端末をフリースクールでドリル学習に活用した例などの事例が報告されております。

県教育委員会では、引き続き学校に対して制度の趣旨や運用の考え方を周知していくとともに、保護者に対してはICTを活用した学習活動について、不登校支援ポータルサイトなどを活用して情報提供を行ってまいります。

○小林正信委員 不登校のネット出席——ネット上の授業でも出席になるのだという考え方を不登校児童生徒に広めていただきたいと思いますが、今申し上げたようないろいろな

事例が岩手県でもあるとわかりましたので、そのような事例をたくさん集めて、しっかりそれを基盤にする、誰でもそれを使えるようにするという取り組み、オンライン授業の取り組みをぜひとも岩手県教育委員会が中心になってやっていただきたいと思います。

そして、夜間中学については、近年不登校で十分な教育を受けられなかった人や外国籍の人などの学びの機会としても重要な役割を果たしている。政府は2027年度までに全ての都道府県に少なくとも1校の設置を目標として掲げているということです。当委員会で視察した香川県三豊市立高瀬中学校は、夜間中学と学びの多様化学校を併設して不登校児童生徒を受け入れており、大変参考になる視察でありましたが、県としても希望する県民誰もが学びを受けられる場を確保するため、夜間中学の設置に向けた検討を進めていくべきと考えますが、御所見をお伺いします。

○佐々木義務教育課長 夜間中学の設置についてであります。県教育委員会がこれまでに行った夜間中学のニーズ調査によると、学びの場を必要としている人の多くは、現在不登校の生徒であることが明らかになっており、まずは学び直しを含めた柔軟な教育課程の編成が可能となる学びの多様化学校の県立学校の設置について検討することとしたところです。

夜間中学は、平日17時前後から21時頃まで、夜の時間帯に授業が行われる中学校のことを指しており、設置に向けては、地域の実態、対象となる方々の状況を丁寧に把握し、学びやすい環境を確保することが必要であることから、市町村教育委員会が主体となって判断することが重要であると認識しております。夜間中学のニーズ調査については、来年度の実施を予定しているところであり、この結果を分析の上、市町村教育委員会と情報を共有し、夜間中学の設置について意見交換してまいります。

○小林正信委員 不登校児童生徒が対象になることが多いというお話もありました。そのような生徒に対して、最初はメタバースやオンライン授業で学びを確保しながら、少しずつリアルな学校に慣れていただくというためにも、夜間中学の受け入れ——学びの多様化学校でもいいと思いますけれども——そのような方法もあるかと思いますので、今後の検討を期待したいと思います。

次に、知事は、世界に開かれた地方創生を目指すと述べられておりますが、岩手県の中学生の英語力は、残念ながら全国でも下位に位置し、これでは児童生徒の可能性を世界に開くことは難しいのではないかと懸念しております。岩手県における児童生徒の英語力向上の取り組みについてお伺いします。

○伊藤学校教育企画監 英語力向上の取り組みについてでございますけれども、令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえまして、県教育委員会におきましては、これまでの施策や指導のあり方等について見直しを図り、令和6年度から新たな重点事業といたしまして、確かな学力育成加速化事業費を立ち上げるとともに、関係公署や市町村教育委員会との連携強化を図るなど、各学校における学習指導要領に基づく教育課程の着実な実施に向けた支援体制の充実を図っているところでございます。

特に英語につきまして、中学校英語担当教員を対象といたしまして、国が作成したよい授業の例——授業アイデア例と言われますものを活用しまして、教員の指導力の向上や授業実践の充実を図ることを目的とした研修を推進しております。また、主に高等学校の教員を対象とした授業実践セミナーや個別訪問事業を実施しているところでございます。

また、令和6年度からは、県学習定着度状況調査において、中学校2年生の調査教科を英語にするなどの見直しを図って、英語の学習状況を県としても、学校としても丁寧に把握することができるようにしたところでございます。このような取り組みを通じて、本県の英語教育の充実に努めているところでございます。

○**小林正信委員** 世界に開かれたというところが重要な点であると思いますので、ぜひとも英語教育については力を入れていっていただきたいと思います。また県教育委員会としてもICTを活用した英語力の向上を検討していくという答弁を以前いただきましたけれども、私はそのときに、1人1台端末を活用した個別的な英語の習得に関して、モデル校を指定して、まずは試験的に導入してみたいかという提案をさせていただきました。そのようなお考えはあるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○**伊藤学校教育企画監** 1人1台端末を活用した学習支援について、現在の取り組みを御紹介ということになりますけれども、県教育委員会では令和6年度からデジタルを効果的に活用した英語力の向上を目指しまして、中学校の10校を指定校としてデジタル教科書や、読む、聞く、話す、書くの英語4技能調査を活用した授業改善、また国のオンライン学習システムでありますMEXCBTを活用した家庭学習支援などを内容とする取り組みを進めてきたところでございます。

次期学習指導要領を見据えまして、中央教育審議会においては、学校教育のあり方についても議論が行われているところであり、その中ではICTの活用等が生徒の英語力に与える効果にも着目されているところでございます。県教育委員会といたしましてはMEXCBTのさらなる活用——指定校10校だけではなくて、県内各学校においてMEXCBTをより活用できるようなチェック問題の配信といったことも行いながら、中央教育審議会の議論の推移も着目しつつ、英語力向上のための新たなICTの活用のあり方を今後とも検討していきたいと考えております。

○**小林正信委員** MEXCBTというのは、どのようなものなのですか。対話、通話できるのですか。

○**伊藤学校教育企画監** MEXCBTにつきましてですけれども、こちらはComputer Based Testingといって、コンピューターを使ったテストを行うためのシステムでございまして、設定次第では自分が話すことを録音して採点するといったようなことも可能でございますけれども、委員が今おっしゃったような対話をするようなものはあまり想定されていないと考えております。

○**小林正信委員** 英語力を上げるには、要するにインプットではなくて、アウトプットが非常に有効だというような事例もあるようです。要するに自分がどんどん話していく。ただず

っと黒板を見て字を書いたり英語を覚えたりしているだけでは、なかなか英語力が上がらないということが今課題になっていて、どうすれば双方向型の学びを英語でやっていけるのかということが必要なのだろうということで、私は1人1台端末の向こう側に人がいて、その人と会話を一人一人がすることで英語力を上げていくという取り組みを紹介させていただいたのです。ずっと英語の文法や単語を覚えるということだと、多分英語力が逆に下がる、英語が嫌いになって下がっていくのではないかと思いますので、そのところは研究をしていただきたい。A L Tもそうなのですけれども、一人一人が英語は楽しいと思えるような取り組みをもっと研究していただきたいと思うのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○伊藤学校教育企画監 委員御指摘のとおり、英語力の向上は、もちろん知識のインプットも必要ですけれども、インタラクティブな会話をより使いこなすということも非常に重要だというように考えます。なので、県教育委員会におきましても、令和8年度において、A Iを活用した英語教育に係る国の事業に手挙げをして、A Iとの対話などを通じた英語教育の充実をできればというように考えております。

○小林正信委員 A Iもすごいのだろうと思うのですけれども、A Iとやっていると、英語がわかるのかと、そのような気もあるような気もしないでもないのですけれども、でもぜひともそういう児童生徒がアウトプットできるような、何か自分で英語を話していると思えるような取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、教職員の負担軽減について、保護者からの理不尽な要求やクレームに対して、教員や学校だけでは解決することが難しいケースもありまして、教職員の負担となっている場合もあるかと思います。愛媛県では、令和7年度から警察O Bや元校長など3人が所属する学校問題解決支援チームを設置して、平日午前9時から午後4時まで県内の小中学校、高校からの相談に対応しているということです。昨年の8月末までに80件以上の御相談が寄せられ、昨年6月からは保護者からの相談も直接受け付けるということです。県としても、こうした学校教職員の支援策について取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○伊藤学校教育企画監 愛媛県の学校問題解決支援チームについてですけれども、委員から御紹介いただいたように、学校で起こる生徒指導上の諸問題の早期解決を図るため、スクールロイヤー等や警察、教職員等O Bによる学校問題解決支援チームを設置しているというように承知しております。

県教育委員会におきましても、岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）に基づき、教職員の業務負担軽減に係る取り組みを進めておりまして、具体的には学校教育活動を支援するさまざまなスタッフの配置によるチーム学校としての学校運営、学校の諸課題の速やかな解決と教職員の負担軽減を図られるよう、スクールロイヤーによる法務相談体制の整備に取り組んできたところでございます。また、いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題に対応する体制については、学校で解決が困難な事案に対する指導主事や専門家によるいじめ問題解決支援チームの派遣であったり、事務局内にいじめ対応・不登校支援等アドバイ

ザーを配置することに加えて、関係部局と連携して令和7年度からは新たに心理職の職員を配置しているところでございます。

子供が抱える困難は、多様化、複数化し、学校を取り巻く環境が大きく変化し、求められる役割が拡大していく中で、学校で起こる諸課題に対応する体制整備に係る学校教育の充実と教職員の負担軽減に努めてまいります。

○小林正信委員 そのような体制を設置していただけるのかどうなのかという質問だったのですが、するのかしないのかわからなかったのですけれども、頑張っていくという話なのかと思います。やはりスクールロイヤーをしっかりとふやしていくなど、教職員がどうしたらいいのだろう、どう解決したらいいのだろうと悩むところに対する手当てを行っていくことが重要なのかと思いますので、その手当てもしっかり行っていただきたいと思います。

そして、埼玉県で学校業務支援アドバイザーを務め、中央教育審議会委員でもある妹尾昌俊さんは、長時間労働の是正の具体策を幾つか述べられております。1点目は、テレワークです。コロナ禍によって、多くの企業ではテレワークの導入が進みましたが、教育現場においても柔軟な働き方を推進する意味で、テレワークの導入も必要と考えますけれども、テレワーク導入についての県教育委員会のお考えをお伺いしたいと思います。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 テレワークにつきましては、本県の場合は、在宅勤務という形で取り組みを進めておりまして、現在は事務局及び県立学校の職員を対象に在宅勤務実施要領を定めて、1人1台パソコンを活用した自宅での勤務を可能にするなど、教職員の多様な働き方を推進しております。実施人数につきましては、令和6年度は延べ79人、今年度は12月末時点で延べ53人となっており、なかなか教員については業務の性質上、難しい部分もありますけれども、ただその中でも授業の準備や教材の作成等、自宅でパソコンを活用して取り組んでいる事例がございます。今後も在宅勤務の推進をはじめ、教職員の個の事情に応じた働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。

○小林正信委員 ぜひとも職員がいろいろな働き方が選べるような取り組みをテレワーク等も活用してやっていただきたいと思います。そして2点目がICTの活用ということで、例えば岩手県内で採点や添削にICTを導入している事例はあるのかお伺いしたいと思います。

○佐々木義務教育課長 採点や添削へのICTの導入事例についてであります。県立一関第一高等学校附属中学校においては、経済産業省による探究・校務改革支援補助金事業を活用し、採点支援システムを導入しております。加えて、県立高等学校でも導入している事例があると承知しております。

県立中学校職員に対するアンケートの回答からは、このシステムの導入により職員の全員——100%が業務負担軽減及び採点分析結果の活用の有効性を実感しているという結果が得られているところです。さらに、採点システムによる分析データを生徒へのフィードバックに活用したり、授業改善に向けた指導資料としたりするなど、生徒一人一人の資質能力の育成につながる取り組みとなっていることも明らかとなっております。

○**小林正信委員** ぜひともこのような取り組みを拡大していただいて、教職員の負担軽減を、さらにＩＣＴを活用して取り組んでいただきたい。

そして、３点目は、一般の教職員——現場の意見を取り入れていくということができてい
るのかどうかという点です。私も先日、知り合いの小学校の先生から厳しい現場の状況をお
伺いしました。新設学級にエアコンもつけられず、Ｗｉ－Ｆｉも途切れがち、雪解けの雨漏
りに悩まされる日々で、さらには教員の質の低下も著しく、１人の教員が二つのクラスを担
任しているなんて、おかし過ぎるとということです。そのような現場の声を受け止めて、改
善していただきたいという御意見でした。

教師こそが最大の教育環境であるという言葉がありますが、先生たちが働く環境が整え
られ、最大限の力が発揮できてこそ、子供たちに最善の教育を提供することができるものと
考えます。現場の教員の声が教員の環境改善にきちんと反映されているのか、例えば働き方
改革の計画を策定するときなどに、普通の先生——一般の教職員が参画をしているのかど
うかといったようなところをお伺いしたいと思います。

○**菊地教職員課総括課長兼サービス管理監** 以前の文教委員会でも御報告しましたが、今年度、
昨年の改正給特法への対応として、現行の働き方改革プランを改定して業務量管理・健康確
保措置実施計画として位置づけたところですが、この策定、一部改定の作業の中では、県教
育委員会事務局の職員だけではなくて、岩手県教職員の働き方改革プランの推進会議を開
催しておりまして、その中には各校、市の校長会やＰＴＡ、職員団体等の代表者の方々にも
参画いただいて、御意見を頂戴しながら進めてきたところであります。

今、一般の教職員という御指摘もありました。２０２７年度以降のこの計画については、来
年度また策定作業があるのですけれども、先ほど申し上げたプラン推進会議の中で意見を
いただくということとあわせて、県教育委員会として毎年働き方改革に関してはアンケー
ト調査等も行っておりますので、その辺を工夫しながら、一般の教職員の声を把握し、どの
ようにしていくべきかということについても検討してまいりたいと思います。

○**佐藤ケイ子委員長** そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。
教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営等について相談ありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回４月に予定しております閉
会中の委員会でございますけれども、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目
については、県立美術館の運営状況についてといたしたいと思いますが、これに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 異議がないようですのでさよう決定いたしました。なお、詳細につい
ては当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることにいたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付いたしております令和8年度文教委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○**斉藤信委員** 私から、要望、提案があります。東北地方の調査で、私は復興教育とのかかわりで、ぜひ福島県原発事故資料館の調査をしていただきたい。

あともう一つは、福島県、宮城県に、いわゆる学びの多様化学校、夜間中学がありますから、福島県の取り組みなども対象にしていいただければと思います。

○**佐藤ケイ子委員長** 次回は5月に1泊2日、それから7月に1泊2日の調査が予定されているのですが、御希望はありますか。

○**斉藤信委員** どちらでもいいです。

○**佐藤ケイ子委員長** それでは、調整させていただきたいと思います。詳細については当職に御一任いただきたいと思います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。